

平成19年3月20日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官 花谷 義久
平成12年(行ウ)第185号 損害賠償等(住民訴訟)請求事件
口頭弁論終結の日 平成18年12月5日

判 決

東京都

原告兼原告ら(原告堀敏明を除く。)訴訟代理人弁護士

堀 敏 明

東京都

原告兼原告ら(原告関口正人を除く。)訴訟代理人弁護士

関 口 正 人

東京都

原告兼原告ら(原告谷合周三を除く。)訴訟代理人弁護士

谷 合 周 三 明治一実子樹勉彦一司明子介

原告ら訴訟代理人弁護士

高 橋 利 英 喜

同

塚 原 中 橋 佐 直 知

同

竹 中 橋 佐 直 知

同

土 羽 中 橋 佐 直 知

同

羽 中 橋 佐 直 知

同

中 清 佃 児 脇 玉 田 克 晃 康 信 し げ

同

清 佃 児 脇 玉 田 克 晃 康 信 し げ

同

佃 児 脇 玉 田 克 晃 康 信 し げ

同

児 脇 玉 田 克 晃 康 信 し げ

同

脇 湊 田 明 介

同

湊 池 田 明 介

同

池 木 田 明 介

同

木 村 明 介

同 大 川 隆 司

兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号

被 告 株 式 会 社 タ ク マ

(以下「被告タクマ」という。)

上記代表者代表取締役 手 島 肇

大阪市住之江区南港北一丁目7番89号

被 告 日 立 造 船 株 式 会 社

(以下「被告日立造船」という。)

上記代表者代表取締役 古 川 実

被告タクマ、被告日立造船訴訟代理人弁護士

同 寺 上 泰 照

同 岩 下 圭 一

同 佐 藤 水 曜

東京都港区港南二丁目16番5号

被 告 三 菱 重 工 業 株 式 会 社

(以下「被告三菱重工業」という。)

上記代表者代表取締役 西 岡 喬

上記訴訟代理人弁護士 藤 井 正 夫

同 島 田 邦 雄

同 田 子 真 也

同 篠 島 裕 斗 志

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東 京 都 知 事 石 原 慎 太 郎

(以下「被告東京都知事」という。)

上 記 指 定 代 理 人 貫 井 彩 霧

同 木 戸 眞

○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○

同	藤	本	清	孝
同	宮	崎	俊	郎
同	宇	梶	牧	子
同	本	多	教	義
同	中	西		宏

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

被 告 東京二十三区清掃一部事務組合管理者
西 野 善 雄
(以下「被告管理者」という。)

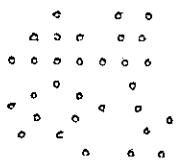
上記指定代理人	小	川	賢	一
同	高	橋		工
同	山	田	幸	男
同	田	島	弘	明
同	佐	藤	広	司

主 文

- 1 被告タクマは、東京都に対し、44億0967万4750円及びこれに対する平成6年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告日立造船は、東京都に対し、21億9015万2375円及びうち16億6940万2375円に対する平成6年7月14日から支払済みまで、うち5億2075万円に対する平成10年1月26日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告日立造船は、東京二十三区清掃一部事務組合に対し、9億4925万円及びこれに対する平成10年1月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告三菱重工業は、東京都に対し、22億2850万6225円及

びこれに対する平成7年3月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 5 被告東京都知事が、被告タクマに対し、平成6年5月27日に実施した新江東清掃工場の全連続燃焼式ストーカ炉建設工事の指名見積合せ方式による発注に係る談合に基づく損害賠償として、44億0967万4750円の支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。
- 6 被告東京都知事が、被告日立造船に対し、平成6年5月27日に実施した墨田清掃工場の全連続燃焼式ストーカ炉建設工事の指名見積合せ方式による発注に係る談合に基づく損害賠償として16億6940万2375円の、平成10年1月26日に実施した中央地区清掃工場の全連続燃焼式ストーカ炉建設工事の入札に係る談合に基づく損害賠償として5億2075万円の各支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。
- 7 被告管理者が、被告日立造船に対し、平成10年1月26日に実施した中央地区清掃工場の全連続燃焼式ストーカ炉建設工事の入札に係る談合に基づく損害賠償として、9億4925万円の支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。
- 8 被告東京都知事が、被告三菱重工業に対し、平成7年1月9日に実施した港地区清掃工場の全連続燃焼式ストーカ炉建設工事の指名見積合せ方式による発注に係る談合に基づく損害賠償として、22億2850万6225円の支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。
- 9 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 10 訴訟費用はこれを3分し、その1を被告らの、その余を原告らの負担とする。



事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告タクマ、被告日立造船、被告三菱重工業関係

(1) 被告タクマは、東京都に対し、138億4914万8250円及びこれに対する平成6年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告日立造船は、東京都に対し、68億8509万6750円及びうち52億4473万4250円に対する平成6年7月14日から、うち16億4036万2500円に対する平成10年4月1日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告日立造船は、東京二十三区清掃一部事務組合に対し、29億9013万7500円及びこれに対する平成10年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 被告三菱重工業は、東京都に対し、70億5678万7500円及びこれに対する平成7年3月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

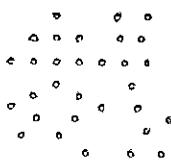
2 被告東京都知事、被告管理者関係

(1) 被告東京都知事が、被告タクマに対し138億4914万8250円、被告日立造船に対し68億8509万6750円、被告三菱重工業に対し70億5678万7500円の各支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。

(2) 被告管理者が、被告日立造船に対し29億9013万7500円の支払を求める請求を怠る事実が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

1 本件は、東京都の住民である原告らが、①東京都を発注者とする（なお、中央地区清掃工場については、当初東京都が発注者であったが、その後、東京二

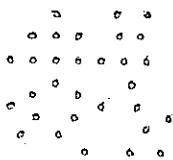


十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）が発注者の地位を承継した。別紙1番号1、2、21及び80各記載の各清掃工場に係るストーカ炉の更新又は新設工事（以下、これらの工事を、順に「墨田清掃工場工事」、「新江東清掃工場工事」、「港地区清掃工場工事」及び「中央地区清掃工場工事」といい、これらをまとめて「本件各工事」という。）について、本件各工事を受注した被告タクマ、被告日立造船及び被告三菱重工業（以下、被告らのうち、これらの会社を「被告会社ら」という。）は、その他の主要な入札参加業者と談合行為を行って違法に入札価格又は見積価格をつり上げる不法行為を行い、これにより、東京都及び一部事務組合に対し、談合がなければ存在したであろう落札価格と現実の落札価格（契約額）との差額に相当する損害を与えたと主張して、被告会社らに対し、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）242条の2第1項4号に基づき、東京都及び一部事務組合に代位して、東京都及び一部事務組合が被った損害額の一部の賠償を求めるとともに、被告東京都知事及び被告管理者は、東京都又は一部事務組合が談合行為によって損害を受けたにもかかわらず、その賠償請求を違法に怠っている旨主張して、被告東京都知事及び被告管理者に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件各工事の受注者である被告会社らに対し損害賠償請求を怠る事実の違法確認を求めた住民訴訟である。

2 爭いのない事実等（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。）

（1）被告会社ら

被告会社らは、それぞれ、ストーカ式燃焼装置（内部に階段状の火格子（ストーカ）を設け、このストーカ上にごみを落としこみながら燃焼する方式の燃焼装置をいう。）を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設（当該ごみ焼却施設と一体として発注されるその他のごみ処理施設を含む。以下「ストーカ炉」という。）を構成する機械及び装置の製造業並びに建設業法の規定に基づき建設大臣（国土交通大臣）の許可を受け、清掃施設



工事業を営んでいる。

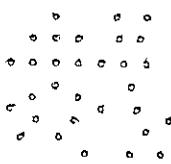
ごみ焼却施設は、焼却処理設備、電気・計装設備、建築物及び建築設備並びに外構施設から構成されるが、被告会社らに J F E エンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社が平成 15 年 4 月 1 日付けで商号変更したもの。以下「日本鋼管」という。）及び川崎重工業株式会社（以下「川崎重工業」という。）を加えた 5 社（以下「5 社」という。）は、ストーカ炉を構成する機械及び装置を製造し、これらを有機的に機能させるための据付工事を行うとともに、設備機器を収容する工場棟その他の土木建築工事も行って、当該ごみ焼却施設の建設を行っており、プラントメーカーといわれている。

（2）本件各工事の概要

ア 本件各工事は、いずれも東京都を発注者とするものであり（なお、被告一部事務組合は、平成 12 年 4 月 1 日、東京都及び被告日立造船との合意に基づき、東京都から、中央地区清掃工場工事に関する契約の当事者の地位を承継した。）、本件各工事に係る運転時間、工事内容、処理能力（トン）、入札日（又は見積書を徴した日。以下「入札日」という。）、契約方法、落札業者、落札率（落札価格を予定価格で除したもの。以下同じ。）及び入札参加業者は、別紙 1 の番号 1（墨田清掃工場工事）、同 2（新江東清掃工場工事）、同 21（港地区清掃工場工事）及び同 80（中央地区清掃工場工事）記載のとおりである。

そして、本件各工事のうち、墨田清掃工場工事及び中央地区清掃工場工事については被告日立造船、新江東清掃工場工事については被告タクマ、港地区清掃工場工事については被告三菱重工業をそれぞれ代表者（幹事社）とする共同企業体（JV）が受注した。

イ 本件各工事のうち、中央地区清掃工場工事のみが一般競争入札により受注者が決定され、その他の 3 工事については、随意契約（指名見積合わせ）により受注者が決定された。工事請負契約に至る手続の概要は、それ



ぞれ次のとおりである。(甲5・5頁、甲ア24、弁論の全趣旨)

(ア) 墨田清掃工場工事、新江東清掃工場工事及び港地区清掃工場工事について(随意契約)

- a 東京都清掃局(平成12年3月31日で組織廃止。以下「清掃局」という。)が設置する「東京都清掃工場焼却炉選定委員会」において、建設する焼却炉の種類・規模、各企業の建設実績などを勘査して複数の焼却炉メーカーを選定する。
- b 東京都財務局(以下「財務局」という。)は、これらのメーカーと建設業者との間で共同企業体(JV)を結成させた上で、各共同企業体(JV)に、都の設計仕様に基づいた見積設計図書を提出させる。
- c 清掃局は、上記選定委員会においてこれらの図書を技術的に審査し、仕様を満たす共同企業体(JV)を選定して財務局に通知する。
- d 財務局は、上記通知を受けて、見積価格を提示させる共同企業体(JV)を決定する。
- e 見積価格及び技術的事項等を総合的に判断して、随意契約により契約の相手方を決定する。

(イ) 中央地区清掃工場工事について(制限付一般競争入札)

- a 財務局が、入札が行われる旨を広く公告し、参加を希望する共同企業体(JV)について、技術的審査を清掃局に依頼する。
 - b 清掃局は、各共同企業体(JV)に都の設計仕様に基づいた見積設計図書を提出させた上で、「清掃工場建設工事技術能力確認委員会」において技術審査を行い、審査に合格した者を財務局に通知する。
 - c 財務局では、上記通知を受けて、「東京都一般競争入札参加資格確認委員会」で入札参加者を最終決定する。
 - d 入札において落札した共同企業体(JV)を、契約者として決定する。
- ウ 本件各工事について、その予定価格(税抜き。以下同じ。)、落札価格

(又は見積採用価格)、契約金額(税込み。以下同じ。)、入札日及び契約締結日は次のとおりである。(甲5・6頁、乙ホ3、弁論の全趣旨)

(ア) 墨田清掃工場工事

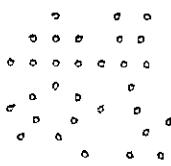
予定価格 329億6570万円
見積採用価格 323億3000万円
契約金額 332億9990万円(なお、その後、平成9年1月17日付けで契約内容が変更され、契約金額は33億8804万7500円となった。)
入札日 平成6年5月27日
契約締結日 平成6年7月14日

(イ) 新江東清掃工場工事

予定価格 870億8445万円
見積採用価格 853億7000万円
契約金額 879億3110万円(なお、その後、平成9年5月6日付けで契約内容が変更され、契約金額は881億9349万5000円となった。)
入札日 平成6年5月27日
契約締結日 平成6年7月14日

(ウ) 港地区清掃工場工事

予定価格 438億6010万円
見積採用価格 435億円
契約金額 448億0500万円(なお、その後、平成8年2月14日付け、平成9年9月26日付け及び平成10年7月17日付けで契約内容が変更され、契約金額は445億7012万4500円となった。)
入札日 平成7年1月9日



契約締結日 平成 7 年 3 月 10 日

(エ) 中央地区清掃工場工事

予定価格 295 億 7300 万円

落札価格 280 億円

契約金額 294 億円

入札日 平成 10 年 1 月 26 日

契約締結日 平成 10 年 4 月 1 日

エ 工事代金の支払

(ア) 東京都は、墨田清掃工場工事に関し、被告日立造船を幹事社とする共同企業体に対し、平成 10 年 3 月 16 日までの間に合計 333 億 8804 万 7500 円を支払い、支払を完了した。

(イ) 東京都は、新江東清掃工場工事に関し、被告タクマを幹事社とする共同企業体に対し、平成 10 年 11 月 16 日までの間に合計 881 億 9349 万 5000 円を支払い、支払を完了した。

(ウ) 東京都は、港清掃工場工事に関し、被告三菱重工業を幹事社とする共同企業体に対し、平成 11 年 3 月 15 日までの間に合計 445 億 7012 万 4500 円を支払い、支払を完了した。

(エ) 東京都は、中央地区清掃工場工事に関し、被告日立造船を幹事社とする共同企業体に対し、平成 12 年 4 月 5 日までの間に、合計 104 億 1500 万円を支払い、また、東京都から発注者の地位を承継した一部事務組合は、同共同企業体に対し、平成 13 年 9 月 17 日までの間に、前後 4 回にわたり合計 189 億 8500 万円を支払い、支払を完了した。

(3) 住民監査請求及び訴えの提起

ア 監査請求

原告らは、いずれも東京都の住民であるが、東京都監査委員に対しては平成 12 年 5 月 1 日、一部事務組合監査委員に対しては同月 2 日、それぞ

れ監査請求を行い、5社の談合に対し損害賠償請求権を行使することを求めた。

これに対し、東京都監査委員は、談合行為の存否等は、現時点では、具体的に立証できるほど明白なものではないとして、同年6月27日付けで、上記監査請求を棄却した。また、一部事務組合監査委員は、同月16日付けで、上記監査請求日においては、一部事務組合が工事代金について負担又は支払をした事実はないとして、上記監査請求を却下した。

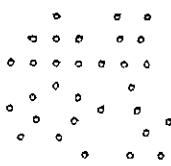
イ 訴えの提起

原告らは、平成12年7月14日、本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）。

（4）公正取引委員会の排除措置命令等

公正取引委員会は、地方公共団体が発注し、5社が入札したストーカ炉の新設、更新及び増設工事（以下「新設工事等」という。）において談合が行われた疑いがあるとして、平成10年9月17日、審査を開始した。そして、同委員会は、平成11年8月3日付で排除勧告を発した後、審判が開始され（以下「本件違反事件」という。）、平成18年6月27日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成17年法律第35号による改正前のもの。以下「独占禁止法」という。）54条2項に基づき、5社に対し、5社が違反行為を平成10年9月17日以降行っていないこと、そのために講じた措置等の地方公共団体への通知及び自社の従業員への周知徹底等の排除措置を命ずる審判をした（以下「本件命令」という。）。

本件命令は、5社が、遅くとも平成6年4月以降において、共同して、本件各工事を含め、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する全連及び准連ストーカ炉（その意味について、後記第3の1（1）ウ）の新設工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、地方自治体発注に係るストーカ炉の新設工



事等の取引分野における競争を実質的に制限しており（以下「違反行為」という。）、かつ、将来同様の違反行為が再び行われるおそれがあると認めることができることを根拠とするものである。

本件違反事件において問題とされた地方公共団体発注に係る全連及び准連ストーカ炉の工事は、別紙1記載のとおり合計87件であり（墨田清掃工場工事が番号1、新江東清掃工場工事が番号2、港地区清掃工場工事が番号21、中央地区清掃工場工事が番号80である。）、本件命令は、審査官が違反対象と主張した60件の工事のうち、中央地区清掃工場工事を含む合計30件の工事については、5社が受注予定者を決定したと推認できる具体的な証拠があり、その他の工事についても、5社の平均落札率が高いこと等の事情を総合すれば、5社が、過半の工事について、ストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたと認定できるとしている。

3 本件の争点

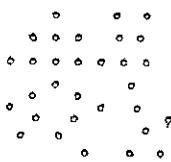
- (1) 本件各工事に関する5社の受注調整行為（いわゆる談合）の有無（争点1）
- (2) 談合と相当因果関係のある東京都及び一部事務組合の損害額（争点2）
- (3) 東京都及び一部事務組合が被告会社らに対し損害賠償請求権を行使しないことが違法であるか否か（争点3）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各工事に関する談合の有無）について
(原告らの主張)

ア 5社の優越的地位

我が国において、ストーカ炉を建設しうるプラントメーカーは、5社のほか、株式会社荏原製作所（以下「荏原製作所」という。）、株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）、石川島播磨重工業株式会社（以下「石川島播磨重工業」という。）等の企業が存在するものの、5社は、ストー



カ炉の建設工事の施工実績の多さ、施工技術の高さ等から、「大手5社」と称されており、他のプラントメーカーよりも優位にあった。具体的には、5社は、ストーカ炉（特に、1炉につき1日当たりのごみ処理能力トン数が200トン以上の焼却炉）の製造能力について他社よりも優位性を有しており、地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画に関する情報収集能力が高く、指名実績（見積設計図書の作成、指名競争入札への参加）及び受注実績についても、他社との間には格差があった。

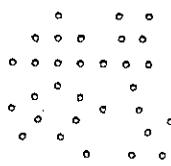
イ 被告らの受注調整の基本ルールと談合行為

そして、5社は、上記の優位な立場を背景として、遅くとも平成6年4月以降平成10年9月17日まで、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について、受注機会の均等化を図るため、①処理能力の規模別等により3つに区分された工事ごとに、各社が受注を希望する工事を表明し、希望者が重複しなかった工事については当該希望者を受注予定者とし、希望者が重複した工事は希望者で話し合い、受注希望者を決定する、②受注予定者は各社の受注の均等を念頭に置いて決定し、この受注の均衡は各社が受注する工事のトン数を目安とする、③5社以外のプラントメーカーが入札に参加した場合、受注予定者は、自社が受注できるよう協力を求め、その協力を得るようにするという基本ルールについて合意し、この合意の下に、次の方法で受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしてきた。すなわち、

a 5社は、平成6年4月以降、隨時、その営業責任者クラスの者が集まる会合で、地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉の建設工事について各社が把握している情報を、その1日当たりの処理能力の規模別等に区分してリストを作成した上で、その情報を交換し、その情報を共通化するようにする（リストアップする。）。その上で、5社は、この情報交換により得られた情報を基に、受注希望表明の対象となる工事を

確定する。

- b この情報交換の際の工事の処理能力の規模別区分は、平成8年ころは、「大型」(全連400トン以上)、「中型」(全連400トン未満)及び「准連」に区分され、平成9年ころからは、「大型」(全連400トン以上)、「中型」(全連400トン未満200トン以上)及び「小型」(全連200トン未満)の3つに区分され、このうち、「小型」については、更に「全連200トン未満60トン超」と「60トン以下」に分類されていた。
- c 5社は、隨時、その営業責任者の会合で、上記bにより3つに区分された工事ごとに、各社が受注を希望する工事を表明する。各社が受注希望を表明した工事について、希望者が重複しなかった工事についてはその希望者を受注予定者とし、希望者が重複した工事は希望者間で話し合い、受注予定者を決定する。
- d 受注予定者は各社の受注の均衡を念頭に置いて決定する。この受注の均衡は、各社が受注する工事のトン数を目安とする。
- e 5社以外のプラントメーカーが入札に参加した場合、受注予定者等は、自社が受注できるよう協力を求め、その協力を得るようにする。
- f 受注予定者は、自社の受注価格を定め、他社が入札する価格をも定めて各社の連絡する。受注予定者以外の者は、受注予定者から連絡を受けた価格で入札し、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する。
- ウ 以上のような5社の受注調整行為が存在したことは、被告三菱重工業の原田一夫(以下「原田」という。)の供述調書(甲サ28、46。以下、「原田供述」という。)など5社関係者が一致して供述しており、公正取引委員会がした本件命令においても、川崎重工業の平成7年9月28日付けのリスト(甲サ89)など5社間の受注予定者を記載したリストが存在



することなど上記の受注調整行為を裏付ける具体的な事実関係が認定されている。更に、本件命令において5社の談合が指摘されている工事については、本件各工事を含め、5社の平均落札率（落札価格を予定価格で除したもの）をいう。以下同じ。）が96パーセントを超えている客観的事実からも明らかというべきである。

エ 本件各工事に関する個別の談合について

上記イのとおり、5社は、遅くとも平成6年4月以降、上記の基本合意に基づき談合行為を繰り返しており、特に中央地区清掃工場工事については、当初5社間において被告タクマが受注予定者として決定していたところ、アウトサイダーである石川島播磨重工業が受注を強く希望していることが判明したため、5社は同社に対し協力を求めたが、同社から協力を取り付けることができなくなったため、同社の協力を得るために、5社は、同社に対し、他の工事を受注させることを申し入れ、同社がこれに応じたことから、被告日立造船が受注予定者であった足立清掃工場工事を石川島播磨重工業に受注させることとし、その代わりに、中央地区清掃工場工事については、被告タクマに代わって被告日立造船が受注予定者と決定され、石川島播磨重工業はこれに協力することとなったという具体的な談合行為があったことについて、本件命令でも具体的に認定されているところであり、関係証拠（甲サ81、89など）に照らしても明らかである。

そして、その他の工事についても、5社がストーカ炉について談合を繰り返してきたという経緯に加えて、被告会社らを受注予定者とする旨の合意があったことは、5社の会合出席者である川崎重工業の松江俊二（以下「松江」という。）が所持していたメモ（甲サ81、140）の工事欄の横に被告会社らが受注予定者であることを示す記載があること等から十分認められるというべきである。

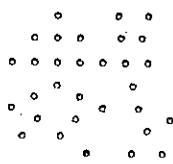
（被告タクマ、被告日立造船の主張）

ア 原告らが依拠する本件命令は、原田供述など5社の従業員の供述を主たる根拠として、5社が、本件各工事を含め、原告らが主張する上記イの内容で談合に関する基本合意を形成した旨を認定したものである。しかしながら、原告らが根拠とする原田供述等は、対象となるストーカ炉工事に関する個別具体的な事実関係が全く述べられておらず、いずれも極めて抽象的かつ曖昧な内容に止まり、原田自らの職務権限など客観的事実と明白に矛盾する記載も多数存在する上に、供述者である原田自身がその後一貫してその内容が誤りである旨述べているのであるから、およそ信用に値しないものである。また、原告らが関係者として挙げる社員等の各種供述等についても、原告らが主張する受注調整行為について自らが体験した事実を供述したものでないなど、その信用性については種々の疑問があるから、そもそも、これをもって原告らが主張する基本合意なるものを認めることはできない。

また、原告らは、原田供述の信用性を支える証拠として、川崎重工業の平成7年9月28日付けのリスト（甲サ89）等を挙げ、5社間の受注予定者を記載したリストであると主張するが、原告らが指摘するリストは、単に、業界内の競争相手の動向を織り込んだ予想を記載した社内資料にすぎないから、これをもって5社が受注予定者を決定したとするのは牽強不^ク会も甚だしく、全く誤りである。原告らが問題とする5社の落札率についても、公正な自由競争が行われた場合であっても、予定価格に近い落札価格で落札されることはいくらでもあり得ることなのであるから、落札率の高低と談合の有無を結びつける原告らの主張は、短絡的にすぎる。

したがって、そもそも、本件においては、原告らが主張する基本合意自体が認められないというべきである。

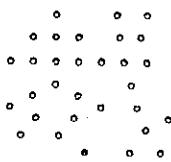
イ また、本件で問題とされるべきは、不法行為に基づく損害賠償請求権の成否であるから、被告タクマらが不法行為、すなわち談合行為をしたとす



るためには、談合に関する基本合意が成立したというだけでは足りず、個々の工事について、個別的に入札参加業者による話し合いが行われ、受注予定業者が決定されたこと、決定された受注予定業者が当該工事を落札したことを主張、立証することが必要不可欠というべきである。ところが、原告らが被告会社らの談合行為として主張するところは、せいぜい、基本合意に止まり、被告タクマ及び被告日立造船が談合をしたとする日時、場所、回数等の概括的な特定もなく、具体的な談合内容も確定し得ないものであるから、原告らの主張は、それ自体失当である。

そして、原告らから提出されている書証によっても、墨田清掃工場工事、新江東清掃工場工事など各入札における談合に関する直接の証拠は一切なく、原告らがその主張の最大のよりどころとしている本件命令においても、新江東清掃工場、墨田清掃工場及び港地区清掃工場の各建設工事については、具体的な証拠に基づいて5社が受注予定者を決定したことを推認することができないことを認めているのであるから、この点からも原告らの主張が既に理由のないことは明らかである。

ウ 原告らは、本件命令が中央地区清掃工場工事に関して具体的な談合行為があった旨を認定していると主張するが、同命令は、例えば石川島播磨重工業の佐野宰三郎（以下「佐野」という。）のメモ（甲サ115ないし117）など、ごく一部の特定の者、しかも中央地区清掃工場工事に関係しない者のダイアリーやノートの断片的な記載を自らに都合良く解釈してつなぎ合わせた想像たくましいストーリーを創作したものにすぎず、石川島播磨重工業の営業担当副部長である大河内久（以下「大河内」という。）が上記メモの内容を明確に否定する内容の供述をしているのであるから（乙イ・ロ16）、実質的な根拠となり得ない。特に、原告らが主要な根拠とする甲サ81は、作成者、作成日、作成目的が全く不明な文書であり、その記載から被告会社らの談合の事実が推認できるとする原告らの主張は、



あまりにも短絡的である。

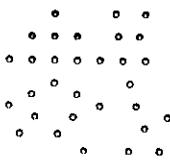
のみならず、原告らの主張を前提とすれば、中央地区清掃工場工事については、5社以外のアウトサイダーとされる企業が4社存在したのであるから、5社が談合をしたと認めるためには、5社が石川島播磨重工業以外の会社に対する協力要請を行い、協力が得られたことに関する具体的な主張、立証が必要不可欠というべきであるが、上記のとおり、この点に関する証拠はないというべきであるし、荏原製作所及びクボタは、このような協力要請を受けた事実等を明確に否定しているから（乙イ・ロ14、15）、原告らの主張は単なる憶測にすぎない。

更に、原告らは、本件において被告らが談合をしたとする趣旨を、「受注機会の均等化」と捉えている。そうであるとすれば、中央地区清掃工場工事について、本来受注を予定していなかった被告日立造船が受注予定者である被告タクマに協力する必要は全くないのであるから、原告らの主張はその内容自体矛盾しており、破綻しているというべきである。

（被告三菱重工業の主張）

ア　原告らは、公正取引委員会の本件命令やその前提となった審決案で認定された事実を主要な根拠として、本件において、被告会社らにいわゆる基本合意があった旨主張する。

しかしながら、公正取引委員会が違反事実認定については、少なくとも、
①原田が、当初の供述内容（甲サ28、46）を翻し、その後一貫して談合を否定する供述をしており、また原田供述の内容自体、ストーカ炉の1日当たり処理能力を受注調整に当たりどのように勘案するか、あるいは、受注対象物件をどのように分類し、選定するかといった点において、他の供述や客観的な事実関係と符合していないにもかかわらず、証拠評価を誤り、その信用性を認めた点、②被告タクマ及び被告日立造船が主張するとおり、アウトサイダーに対する協力要請なるものを立証するに足りる証拠

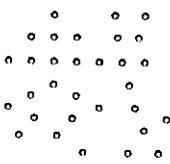


がなく、かえってアウトサイダーとされた会社が明確に協力要請のあった事実を否定しているにもかかわらず、このような審査官の立証の失敗に目をつぶっている点などにおいて不当なものであるから、公正取引委員会の違反事実認定は誤りというほかない。そして、原告らの本件訴訟における基本合意の主張、立証は、公正取引委員会が認定した違反事実及びその根拠を完全に援用するものなのであるから、上記と同様の誤りを含むものである。

したがって、本件においては、そもそも、談合の基本合意自体が認められないというべきである。

イ また、原告らは、本件訴訟において、談合行為による不法行為に基づく損害賠償を請求するものであるから、その要件事実として、談合の基本合意が存在したというだけでは足りず、個別具体的な談合行為を主張、立証することが必要というべきである。ところが、原告らは、談合の個別行為、具体的には被告三菱重工業の不法行為として主張する港地区清掃工場工事に係る談合行為について、その時期、場所、内容等を可能な限り特定して主張、立証すべきであるところ、本件ではこのような主張、立証は全くなされていないのであるから、主張自体失当というべきである。

原告らが根拠とする松江メモ（甲サ81）は、いつ、どこにおいて、いかなる者により、いかなる内容の合意があったかについて全く言及しておらず、審判官ですら、同号証に記載された者を5社で決めた受注予定者と解することは困難である旨判断した程度のものにすぎないのであるから、被告会社らが個別的に談合をした根拠となるものではない。また、川崎重工業の内部文書（甲サ107）についても、それが平成7年11月30日現在の落札結果をまとめたものにすぎないことは、一目して瞭然というべきであるし、その内容に照らしても、工事の受注予定者を話し合いで決定したことがうかがわれる証拠とは到底いい得るものではない。



(2) 争点2（東京都及び一部事務組合の損害額）について
(原告らの主張)

ア 5社は、談合行為によって、実際には入札参加者の競争を排除しながら、発注者に対して競争入札を仮装するという詐欺に基づく不法行為を行い、これによって、東京都及び一部事務組合に対し、現実の落札価格と談合行為がなければ存在したであろう落札価格（想定落札価格）との差額分相当額の損害を与えた。

本件各工事のうち、中央地区清掃工場工事については、5社のうち、日本鋼管は真の競争入札になった場合には215億円又はそれ以下の価格で入札を行うことを検討しており（甲サ111）、同工事の受注を強く希望していた石川島播磨重工業も、同工事の建設工事を240億円で落札することを検討していたこと（甲サ117）に照らすと、被告会社らは予定価格の約73ないし81パーセントの入札価格を検討していたというべきであるから、上記想定落札価格は、控えめに算定しても、日本鋼管が検討していた215億円に消費税を加算した225億7500万円と算定することが合理的であって、発注者である東京都は、この想定落札価格と実際の落札価格である294億円の差額である68億2500万円（契約金額の約23.21パーセント）の損害を被ったということができる。

また、本件各工事のうち、中央地区清掃工場工事以外の3工事については、当該工事に関する想定落札価格を直接算定できる資料がないが、これらの工事についても、中央地区清掃工場工事と同様、真に自由な競争が行われていたとすれば、実際の落札価格を大幅に下回る価格で入札が行われていたはずであるし、ストーカ炉の工事は、受注者や建築場所等が異なっても、工事の内容や仕様等には大きな変更がなく、工事金額に大きな相違をもたらす事情はないから、中央地区清掃工場工事と同様、上記3工事の想定落札価格は約23パーセント低かったと認めるべきである。

そして、別紙1に記載されているストーカ炉工事のうち、5社による談合が成立しなかった工事（網掛けした60工事以外のもの）における落札率や、東京都が、中央地区清掃工場工事について設定した調査基準価格（236億5840万円（税抜き））に照らしても、5社の談合により東京都及び一部事務組合が被った損害は、控えめに算出しても、現実の契約額の23パーセントと算定することが極めて合理的というべきであるが、本件において、原告らは、被告タクマ、被告日立造船及び被告三菱重工業に対し、その一部として、落札価格の15パーセントを支払うよう請求する。15パーセントという割合は、公正取引委員会が、平成17年の独占禁止法改正による課徴金の引き上げに関し、過去の入札談合事件について平均して売上額の19パーセントの不当利得が存在するという結果が得られたことに照らしても、妥当というべきである。

具体的には、本件各工事ごとに、つぎのとおりである。

イ 新江東清掃工場工事について（被告タクマ関係）

現実の契約額（879億3110万円）の15パーセントに相当する131億8966万5000円と、弁護士報酬額として、上記の5パーセントに相当する6億5948万3250円を合計した138億4914万8250円及びこれに対する遅延損害金の支払

ウ 墨田清掃工場工事について（被告日立造船関係）

現実の契約額（332億9990万円）の15パーセントに相当する49億9498万5000円と、弁護士報酬額として、上記の5パーセントに相当する2億4974万9250円を合計した52億4473万4250円及びこれに対する遅延損害金の支払

エ 港地区清掃工場工事について（被告三菱重工業関係）

現実の契約額（448億0500万円）の15パーセントに相当する67億2075万円と、弁護士報酬額として、上記の5パーセントに相当す

る3億3603万7500円を合計した70億5678万7500円及びこれに対する遅延損害金の支払

才 中央地区清掃工場工事について（被告日立造船関係）

中央地区清掃工場工事については、平成12年4月1日付で、東京都から一部事務組合に工事代金債務が承継されたことから、同日までに東京都が支払った代金104億1500万円と、残代金189億8500万円とに分けて損害を算定すべきである。よって、原告らが請求する金額は、次のとおりとなる。

(ア) 被告日立造船が東京都に対し支払うべき金額

15パーセント相当の損害額 15億6225万円

弁護士報酬額 7811万2500円

(イ) 被告日立造船が事務組合に対し支払うべき金額

15パーセント相当の損害額 28億4775万円

弁護士報酬額 1億4238万7500円

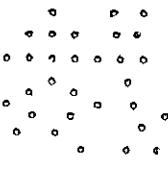
(ウ) 前記(ア)、(イ)に対する遅延損害金

(被告タクマ、被告日立造船の主張)

原告らの主張は争う。

そもそも、公正取引委員会は、本件命令において、5社の談合の目的を「受注機会の均等化を図るため」と認定しているのであって、仮に、本件命令に従い、5社が本件各工事について談合をした事実があったとしても、受注価格の低落防止が目的ではないことは明らかである。

また、原告らが中央地区清掃工場工事に関する想定落札価格の根拠としているメモ（甲サ111、117）によると信用性がないことは、争点1における被告タクマ、被告日立造船の主張として指摘したとおりであるから、原告らの想定落札価格に関する算定は根拠を欠く議論であるし、公共工事の競争入札における落札価格は、当該工事の種類及び規模など様々な要因によつ



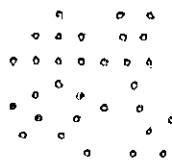
て複雑な影響を受けるにもかかわらず、これらの個別具体的な事情を検討することなく、中央地区清掃工場工事の想定落札価格からその他の3工事の想定落札価格を算定したり、「5社による談合が成立しなかった工事」の落札率から想定落札価格を算定しようとする原告らの主張は誤りである。そして、原告らが指摘する調査基準価格や最低制限価格は、過当競争による手抜工事を排除することにあるから、想定落札価格を算定する根拠となり得ないものであって、この点でも原告らの主張は失当である。

なお、損害に関し、原告らは、平成17年の独占禁止法改正における課徴金の引き上げに際し公正取引委員会が入札談合事件における不当利得を推計した結果を引き合いに出すが、この推計は、落札価格の下落率をそのまま不当利得の推計値としている点で論理の飛躍があるし、一口に入札談合といつても、契約の内容や種類、落札価格の形成要因は全く異なるのであるから、上記推計値を本件に当てはめることは失当である。本件について公正取引委員会の審査が開始された平成10年9月17日以降、平成13年度までに地方公共団体等が発注したストーカ炉建設工事40件の平均落札率が95.4パーセントであったこと等に照らしても、損害の算定にあたり上記推計値を用いることには何ら合理的な根拠はない。

(被告三菱重工業の主張)

原告らの主張は争う。

まず、原告らが中央地区清掃工場工事に関する想定落札価格の根拠としているメモ（甲サ111、117）は、5社の会合とされるものに出席したこともない者によって作成されたものにすぎないから、そもそもその信用性に重大な疑問がある。この点を措くとしても、石川島播磨重工業は、東京都が発注する案件の初受注を目指して相当低価格で（場合によっては、相当の赤字も覚悟の上で）入札することを検討していたと考えるのが自然であるし、日本鋼管のメモについても、計算の根拠や過程に不明ないし理解困難な点が



多々あるから、これをもって想定落札価格を算定することはできない。また、ストーカ炉の建設工事は、個々の機械・電気設備の仕様や建設用地の性状及び広さ等によって異なるし、入札年度が異なれば入札金額も異なりうることも当然であって、中央地区清掃工場工事に関する計算結果を他の3工事にあてはめる原告らの主張は、およそ根拠のないものである。

原告らは、「5社による談合が成立しなかった工事」の落札率を想定落札価格算定の根拠としているが、そもそも落札率の高さから談合を推認することはできないから、談合が成立した工事の「落札率」と談合が成立しなかった工事の「落札率」を比較すること自体無意味である。なお、調査基準価格や最低制限価格は、ダンピングによる品質低下を防止することにあるから、想定落札価格を算定する根拠となり得ないものであるし、公正取引委員会の入札談合事件に関する不当利得の推計値を根拠とする主張についても、独占禁止法の課徴金と不法行為の制度趣旨の相違を無視するものであって、この点でも原告らの主張は失当である。

(3) 争点3（東京都及び一部事務組合が被告会社らに対し損害賠償請求権を行使しないことが違法であるか否か）について

（原告らの主張）

上記（1）及び（2）で原告らが主張したとおり、東京都又は一部事務組合は、被告会社らに対し、本件各工事の入札について行われた談合により、上記（2）記載の損害を受けたのであるから、被告会社らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。しかしながら、被告東京都知事及び被告管理者は、被告会社らに対し損害賠償請求権行使していないところ、このような態度を正当化する事情は全くない。したがって、被告東京都知事及び被告管理者は、損害賠償請求権の行使を違法に怠っているというべきである。

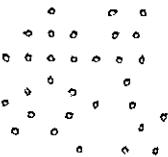
（被告東京都知事の主張）

ア 仮に、東京都が被告会社らに対し損害賠償請求権を有しているとしても、本件においては、既に原告らが住民訴訟を提起し、上記損害賠償請求権を東京都に代位して行使しているのであるから、この場合、東京都が更に被告会社らに対し不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することは、二重起訴に当たり許されないというべきである。したがって、現時点において、原告らの上記訴訟の提起によって上記損害賠償請求権の保全及び取立のための措置は必要十分な程度まで取られているから、被告東京都知事の債権の管理に瑕疵はない。

イ 原告らは、中央地区清掃工場工事の競争入札のみならず、同工事を除く本件各工事に伴う契約についても談合があった旨主張しているが、中央地区清掃工場工事については、本件命令に至るまでの間、一旦提示された審決案において違法行為の事実が認定されているものの、公正取引委員会が審決案を適当と認めなかつたことにより審判官による審判手続が再開されたという経緯があるし、本件各工事のうち、中央地区清掃工場工事以外の工事については、公正取引委員会自身、具体的な違法行為の事実を認定していない。

このように、本件は、被害者となるべき地方公共団体側にうかがうことのできない事実関係が不法行為を構成し、それに伴う被害の存否すら被害者側に認識し得ないという事案なのであるから、結果的に、債権の存在が裁判所において認定されることになったとしても、それが確定判決により明示されるなど債権の存在が明白になるまでの間は、東京都において、最高裁平成16年4月23日判決が原則として地方公共団体の長に行使又は不行使についての裁量はないと判示する「客観的に存在する債権」がそもそも存在しない事案というべきである。したがって、被告東京都知事が被告会社らに対し損害賠償請求をしなかつたことに違法はない。

(被告管理者の主張)



本件訴訟においても5社の談合の存在はなお明らかになっていないこと、一部事務組合が独自の調査により談合の存在を立証することは極めて困難であること、一部事務組合が被告日立造船に対し損害賠償請求訴訟を提起することは二重起訴に当たるおそれがあること等の事情にかんがみると、仮に、一部事務組合が被告日立造船に対して損害賠償請求権を有していたとしても、これを行使していないことについて何ら違法はない。

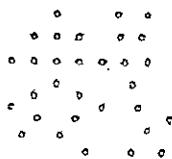
第3 爭点に対する判断

1 前提事実

前記第2の2掲記の事実に加え、証拠（各末尾に掲記のもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、ごみ焼却施設の概要、ごみ焼却施設の発注、ストーカ炉の建設工事市場における5社の地位、平成6年度から平成10年度における地方公共団体発注に係るストーカ炉工事（本件各工事を含む。）に関する5社の指名及び受注状況等について、次の事実を認めることができる（末尾に証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。）。

（1）ごみ焼却施設の概要

ア ごみは、家庭生活の営みに伴って排出される一般廃棄物と、事業者の事業活動に伴って排出される産業廃棄物とに区分され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物は市町村（東京都特別区にあっては、平成12年4月1日より前においては、東京都。以下同じ。）が処理し、産業廃棄物は排出した事業者が自らの責任において処理するものとされている。このため、市町村は、その区域内で排出される一般廃棄物を処理するため、単独で又は他の市町村とともに、いずれも地方自治法が定める地方公共団体の組合である「一部事務組合」又は「広域連合」を結成してごみ処理施設を整備しており、国は、市町村、一部事務組合又は広域連合（以下、まとめて「地方公共団体」という。）が一般廃棄物を円滑かつ適正に処理するために行うごみ処理施設の整備事業について、補助金を交付



している。

イ 地方公共団体が整備するごみ処理施設は、ごみの処理方法により、①ごみ焼却施設、②ごみ燃料化施設、③粗大ごみ処理施設、④廃棄物再生利用施設及び⑤高速堆肥化施設に区分される。

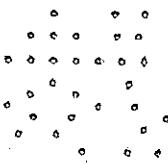
このうち、ごみ焼却施設は、燃焼装置である焼却炉を中心に、ごみ供給施設、灰出し装置、排ガス処理装置等の焼却処理設備を配置し、ごみの焼却処理を行う施設であり、その施設には灰溶融設備や余熱利用設備が付帯している場合がある。また、地方公共団体は、ごみ焼却施設を建設するに当たって、粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設を併設することもあり、その場合には、これらの施設をごみ処理施設と一体として一括発注することがある。

ウ ごみ焼却施設は、1日当たりの稼働時間により、①24時間連続稼働する全連続燃焼式（全連）、②16時間稼働する准連続燃焼式（准連）及び③8時間稼働するバッチ燃焼式に区分される。

また、ごみ焼却施設は、採用される燃焼装置の燃焼方式により、①ストーカ炉のほか、②流動床式燃焼装置（けい砂等の不活性粒子層の下部から、加圧した空気を分散供給して、不活性粒子を流動させ、その中でごみを燃焼させ、灰にする装置をいう。）を採用する焼却施設（以下「流動床炉」という。）、③ガス化溶融式焼却施設（以下「ガス化溶融炉」という。）があり、ストーカ炉及び流動床炉が主要機種であるが、ガス化溶融炉も導入されるようになってきている。

エ 地方公共団体が発注するストーカ炉の建設工事には、新設、更新、増設、改造及び補修工事がある。

「新設工事」とは、ごみ焼却施設を新たに建設することをいい、「更新」とは、老朽化したごみ焼却施設の建替えや老朽化した焼却炉等の入れ替えを行うことをいい、「増設工事」とは、既設のごみ焼却施設の処理能



力を増加させることをいい、新設、更新及び増設工事は、いずれも、ごみの焼却処理に必要な施設又は設備を新たに建設又は整備することをいう。また、「改造工事」とは、ダイオキシン対策推進等のため、既設のごみ焼却施設の一部を改造することをいい、「補修工事」とは、既設のごみ焼却施設の一部を補修することをいう。

(2) ごみ焼却施設の発注方法等

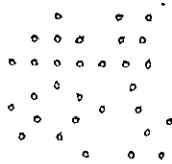
ア 発注までの概略

地方公共団体は、ごみ処理施設を建設する実行年度の前々年度以前にごみ処理基本計画を策定する。地方公共団体は、ごみ処理基本計画において、将来の人口の増減予測に基づいてごみの種別ごとの排出量を推計し、リサイクルできるごみの量や地域内で処理が必要なごみの量などを把握した上、その処理のために設置すべき施設の整備計画の概要を取りまとめている。

その後、地方公共団体は、ごみ処理施設の建設用地の選定、環境アセスメント、都市計画の決定等の手続を経た上で、実行年度の前年度にごみ処理施設整備計画書を作成し、都道府県を経由して国に同整備計画書を提出する。その際、工事費用を把握するため、将来の入札に参加させられる施工業者を選定し、工事の仕様を提示して「参考見積金額」を徴している。そして、国が国庫補助事業として予算計上した地方公共団体のごみ処理施設整備事業については、予算計上後に内示が行われ、当該地方公共団体は、この内示を受けた後に一般競争入札、指名競争入札、指名見積もり合わせ又は特命随意契約のいずれかの方法により、発注している。

地方公共団体は、整備すべきごみ処理施設が焼却施設である場合、通常、ごみ処理施設整備計画書の作成時点までに、予め当該施設の燃焼方式をいずれとするかを定めているが、燃焼方式を一つに定めずに発注手続を実施する場合もある。

イ 発注方法



(ア) 地方公共団体は、全連及び准連ストーカ炉の新設、更新及び増設工事を「指名競争入札」、「一般競争入札」、「指名見積もり合わせ」又は「特命随意契約」の方法により発注しているが、ほとんど全ては「指名競争入札」、「一般競争入札」又は「指名見積もり合わせ」(以下「指名競争入札等」という。) の方法によっている。

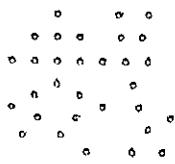
また、地方公共団体は、ストーカ炉の建設工事の発注に当たり、ほとんどの場合、ごみ焼却施設を構成する機械、装置の製造及び据付工事並びに土木建築工事を一括して、5社プラントメーカー又はプラントメーカーと土木建築業者による共同企業体（JV）に発注しているが、ごみ焼却施設を構成する機械、装置の製造及び据付工事と土木建築工事を分離して、前者を5社プラントメーカーに、後者を土木建築業者に、それぞれ発注する場合もある。

(イ) 地方公共団体は、指名競争入札又は指名見積もり合わせの方法で発注するに当たっては、入札参加資格申請をした者のうち、地方公共団体が競争入札参加の資格要件を満たす者として登録している有資格者の中から指名競争入札又は指名見積もり合わせの参加者を指定している。

また、一般競争入札に当たっても、資格要件を定め、一般競争入札に参加しようとする者の申請を受けて、その者が当該資格要件を満たすかどうかを審査し、資格を有する者だけを一般競争入札の参加者としているため、プラントメーカーといえども容易に同入札に参加できるとは言い難い。

ウ 発注件数及び金額

平成6年度から平成10年度までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の契約件数は87件、発注トン数（1日当たりのごみ処理能力トン数）は2万3529トンであり、発注金額（受注業者の落札金額による。以下同じ。）は約1兆1031億



円である。

このうち、5社が受注した件数は、87件中66件であり、その割合は受注トン数で約87.3パーセント（2万0534トン）、受注金額（落札金額による。以下同じ。）で約87.0パーセント（約9601億円）であった。

（3）5社の地位

ア 5社の位置づけ

5社は、ストーカ炉の建設工事の施工実績の多さ、施工経験の長さ、施工技術の高さ等の点において、ストーカ炉の建設工事について、プラントメーカーの中にあって「大手5社」と称される中核的な存在であった。

（甲ア24、甲サ14、18、20、28、31、33）

イ 5社の事業能力

5社は、平成10年9月17日までの間、ストーカ炉の建設工事について、以下のとおり、同工事に係る製造能力、指名実績等において、5社以外のプラントメーカーと比べて優位にあった。

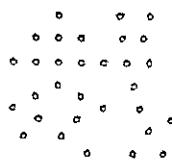
（ア）5社の製造能力

5社は、ストーカ炉を製造する技術能力が高く、特に1炉につき1日当たりのごみ処理能力トン数が200トン以上の焼却炉を製造する能力については、他社に比べて優位性を有していた。（甲ア24、甲サ29、34、45）

（イ）5社の情報収集能力

5社は、地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画や保有するごみ焼却施設の稼働状況等の情報が掲載された情報誌等を基に、各地方公共団体ごとのごみ焼却施設の建設計画の有無及びその既存施設の耐用年数によるおおむねの更新時期を把握していた。

また、5社は、これらの情報を基に、本社及び支社等の営業担当者が、



地方公共団体のごみ処理施設に関する部署の担当者、地方公共団体がごみ処理基本計画等の作成を委託しているコンサルタント会社、建設計画に影響力のある政治家や地元の有力者等から、あるいは関連会社及び代理店を介して、地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について情報収集をしていた。更に、地方公共団体がごみ処理施設整備計画書を作成するに当たり、当該計画に係る参考見積書又は見積設計図書の作成依頼を受けることにより、ごみ焼却施設の建設計画についてより詳細な情報を把握していた。

このようにして、5社は、地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について、建設計画が判明した初期の段階から具体化される過程において、ごみ焼却施設の機種（ストーカ炉か流動床炉か等）、処理能力、建設予定期限等の様々な情報を順次収集することによって把握していた。（甲ア24、甲サ13、18、24、42、47、50ないし53、120、123、156ないし159、弁論の全趣旨）

（ウ）5社の指名実績

a 発注手続実施前の実績

地方公共団体は、ごみ焼却施設に係る整備計画書を厚生省（当時）に提出するに当たり、その資料の一つとして、見積設計図書を作成する必要があった。プラントメーカーとしては、その作成依頼を受けると、施設の規模（トン数）、選定機種（ストーカ炉、流動床炉、ガス化溶融炉等）、稼働時間（全連、准連等）等が把握でき、発注仕様書に自社が製造するストーカ炉の仕様を反映できる可能性があるとともに、当該ごみ焼却施設に係る指名競争入札等が実施される場合に入札参加業者として指名を受ける確率等が高まるところから、これを非常に重要なものと認識し、見積設計図書の作成依頼を受けられるようすることをまず第1の目標として営業活動を行っていた。実際に、5社

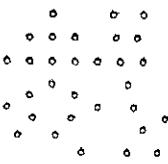
はごみ焼却施設の建設を計画する地方公共団体から見積設計図書の作成依頼を受けることが多かった。

b 発注手続実施時の実績

5社は、地方公共団体が実施するストーカ炉の建設工事の指名競争入札等において指名を受ける機会が多く、指名競争入札等に数多く参加していた。他方で、5社以外のプラントメーカーが指名を受ける機会は少なく、5社と5社以外のプラントメーカーには、被指名実績において大幅な格差があった。

すなわち、平成3年度から平成7年度（平成7年9月11日現在）までの5年間の、100トン以上のストーカ炉の建設工事について、発注者である地方公共団体から指名を受けた実績は、5社では、被告三菱重工業が95.4パーセント、被告タクマが87.4パーセント、日本钢管が86.0パーセント、川崎重工業が85.9パーセント、被告日立造船が85.0パーセントであり、他方、5社以外のプラントメーカーでは、荏原製作所が24.1パーセント、クボタが17.2パーセント、石川島播磨重工業が4.7パーセント、ユニチカが4.0パーセント、住友重機械工業が2.3パーセント、三機工業が0.8パーセント等にとどまっていた。

また、平成6年4月1日から平成10年9月17日までの期間で指名を受けた実績（一般競争入札に参加した実績を含む。）についてみると、5社では、被告タクマが95.4パーセント、被告三菱重工業が93.1パーセント、日本钢管が94.3パーセント、川崎重工業及び被告日立造船がいずれも89.7パーセントであり、他方、5社以外のプラントメーカーでは、クボタが54.0パーセント、荏原製作所が50.6パーセント、住友重機械工業が17.2パーセント、ユニチカが16.1パーセント、川崎技研が10.3パーセント、三



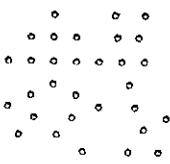
機工業が10.3パーセント、石川島播磨重工業が6.9パーセント等にとどまっていた。(甲ア24、甲サ29、149、弁論の全趣旨)

(エ) 5社の受注実績

a 5社は、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事を数多く受注していた。

すなわち、平成4年度から平成9年度までの間のストーカ炉の建設工事の受注実績をみると、5社では、被告日立造船が6739トン(シェア15.0パーセント)、被告タクマが6520トン(同14.5パーセント)、被告三菱重工業が5315トン(同11.9パーセント)、日本鋼管が5297トン(同11.8パーセント)及び川崎重工業が3977トン(同8.9パーセント)であった。他方、5社以外のプラントメーカーでは、荏原製作所が1729トン(同3.9パーセント)、クボタが1620トン(同3.6パーセント)、住友重機械工業が1324トン(同3.0パーセント)、ユニチカが457トン(同1.0パーセント)、三機工業が438トン(同1.0パーセント)等にとどまっていた。

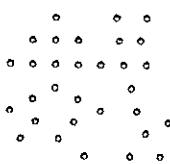
そして、別紙1のとおり、平成6年4月1日から平成10年9月17日までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事は87件であり、発注トン数(1日当たりのごみ処理能力トン数)は2万3529トン、発注金額(受注業者の落札金額)は約1兆1031億円であった。このうち、5社のいずれかが落札した工事が66件であり、その割合をみると、受注トン数で約87.3パーセント(2万0534トン)、受注金額で87.0パーセント(約9601億円)であった。(以上について、甲ア24、甲サ29、146、弁論の全趣旨)



- b ごみ焼却施設の規模（1日当たりのごみ処理能力トン数）は、当該施設を設置する地方公共団体の区域内の1人当たりのゴミ排出量等に基づいて算出されることから、人口の多い地方公共団体の施設ほど大型化する傾向にあるが、東京都や政令指定都市等が発注する規模の大きなストーカ炉の建設工事は、平成6年度から平成10年度（平成10年9月17日まで）の間、これを受注したのは5社だけであった。そして、いわゆる地方都市に当たる地方公共団体は、ストーカ炉の建設工事を発注するに当たって東京都や政令指定都市の同工事の発注に係る動向をみて発注内容を検討する傾向にあったことから、5社だけが東京都や政令指定都市が発注するストーカ炉の建設工事を受注していたことは、ごみ焼却施設の建設を計画するその他の地方公共団体に対する営業を行う上で5社にとって有利であった。
- c 別紙1のとおり、平成6年4月1日から平成10年9月17日までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事は87件であり、5社のいずれかが落札した工事が66件、5社以外の者が落札した工事は21件である。そして、予定価格が判明している84件（なお、5社のいずれかが落札した工事のうち、3件については落札価格が不明である。）について落札率をみると、5社以外の者が受注した工事の平均落札率は89.9パーセントであるのに対し、5社のうちのいずれかが受注した物件（予定価格が不明なものを除く。）の平均落札率は、96.6パーセントであった。ただし、平均落札率が最も高いのはクボタであり、98.6パーセントであった。（甲ア24、甲サ29、146、弁論の全趣旨）

(オ) 5社以外のプラントメーカーの地位

5社以外のプラントメーカーも、5社と同様に、地方公共団体発注に係るストーカ炉の建設工事の入札に参加すべく営業活動を行っており、



次第に指名率は上昇したものの、5社の営業活動が強力なため、受注実績には結びついておらず、平成8年ないし平成10年ころ、5社と協調した行動を取ることにより、ストーカ炉の受注実績を得ることを検討していたプラントメーカーもあったほどであった。(甲ア24、甲サ39、48、110、111、114、117、118、弁論の全趣旨)

2 爭点1（本件談合の有無）について

（1）5社担当者の供述等に基づく検討

ア 被告三菱重工業・原田（甲サ28、46）

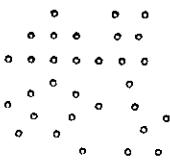
（ア）被告三菱重工業の原田は、昭和51年4月、被告三菱重工業に入社し、平成8年4月から同社の本社環境装置一課長に就任した者である。

公正取引委員会審査官は、同委員会が5社ごみ焼却施設の製造施工業者に対し立入検査を実施した当日（平成10年9月17日）、原田に対し事情の聴取を求め、同人が供述した内容を録取し、原田に内容を読み聞かせて誤りがないことを確認した上で署名、押印させ、供述調書として完成させた（原田供述。甲サ28、46）。原田供述の概要は、次のとおりである。

ごみ処理プラントメーカーのうち、被告三菱重工業など5社が「大手5社」と呼ばれている。5社は、ごみ処理プラントの発注が予定される物件の受注調整を行うため、毎月1回程度、各社の営業責任者クラスの者が集まり、出席各社の持ち回りで各社の会議室で会を開催している。原田は、平成6年4月以降、前任者に代わってその会に出席するようになった。原田は、ごみ処理プラントの官公需部門の営業に関する実質的な責任者として、受注物件、販売価格等を決定する立場にある。会の出席者は、発注が予定される物件については、大分前から情報をつかんでおり、どのような物件があるかは全員が共通の認識を持っている。会では、ごみ処理プラントの発注が予定されている物件について、各出席者

がそれぞれ受注を希望するか否かを表明し、受注希望者が 1 社の場合は、当該社が受注予定者（チャンピオン）となり、受注希望者が 2 社以上の場合には、希望者どうしが話し合ってチャンピオンを決めている。チャンピオンを決める基本は各社が平等に受注することであり、ごみ処理プラントの場合は、1 日のごみ処理能力で計算しており、各社が受注するごみ処理プラントの処理能力の合計が平等になるようにチャンピオンを決めるという方法で行っている。受注希望者が 2 社以上になり、話し合いによっても決められない場合には、最終的にはどちらが多く受注しているかで判断することになるが、原田が会に出席するようになってからは、受注希望がかちあっても希望者どうしの話し合いで全てチャンピオンが決まっている。会の話し合いによりごみ処理プラントの発注予定物件のチャンピオンを決めるに当たっては、ごみ処理プラントの処理能力によって、1 日の処理能力が 400 トン以上の「大」、200 トン以上の「中」、200 トン未満の「小」の 3 つに分けており、「大」、「中」、「小」それに分けて、受注希望物件を確認してチャンピオンを決めている。会で決めたチャンピオンは、物件が発注された段階で会のメンバーである 5 社以外の者が一緒に指名された場合には、相指名業者と個別に会って、自社が受注できるように協力を求めている。チャンピオンは、指名を受けた物件について積算し、会の出席者同士では、メンバーの 5 社を含めた各相指名業者に入札の際に書き入れる相手方の金額を電話等で連絡して協力を求め、会のメンバー以外の相指名業者についても、だいたい顔を知っているので、各社の営業責任者クラスの者に連絡し、チャンピオンが受注できるよう協力している。原田が会に出席するようになってからは、被告三菱重工業がチャンピオンとなった物件のほとんど全ては予定どおり被告三菱重工業が受注している。

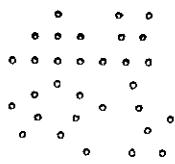
(イ) 原田は、被告三菱重工業において、ごみ処理プラントの官公需部門の



営業に直接従事していた者であるところ、原田供述は、そのような立場において自らが直接体験した事柄を、公正取引委員会の立入検査が実施された当日にありのまま述べたものと考えられるし、その供述も具体的なものであって、内容自体に不自然、不合理な点はみられない。

そして、後に認定、判断するとおり、本件においては、5社が将来発注が予定されるストーカ炉工事について、情報交換によって共通認識を有していたことや、これを踏まえ、受注調整が行われたことを推認させるリストが存在すること（後記（2））、5社が、受注希望表明の対象となる工事を確定し、ストーカ炉工事の受注予定者を決めるための会合を開催したことや、この会合において、発注予定のストーカ炉工事を規模別に分類して受注希望表明を行い、具体的に受注予定者を決定したことを推認させる原田自身のノート（甲サ67）等が存在すること（後記（3））、5社の会合で決定された受注予定者の受注を実現するため、入札の実施前において、5社の間で、入札価格等の連絡が行われた工事があること（後記（4））、被告三菱重工業らの営業担当者の中には、5社のストーカ炉工事に関し、ストーカ炉の処理能力を基にした数値を加算するなどして継続的に各社の受注状況を把握していた者がいたこと（後記（5））等の原田供述を裏付ける客観的事情が認められるほか、被告三菱重工業の中国支社においてゴミ焼却施設の営業を担当していた者も、原田から受注調整のために行われた5社会合の内容を聞き、メモに残している（後記エ）ところ、原田供述は、これらの事実と符合するのであって、これらを全体的に考察すると、一連の事態の推移に関する説明として合理的なものと評価することができる。

更に、公正取引委員会審査官が取り調べに当たり原田を威迫するなど、原田供述の任意性や信用性を左右するに足りる的確な証拠も見当たらぬ一方で（原田は、審査官が作成した供述調書につき、内容がよく分か



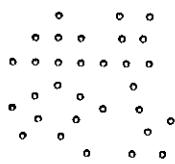
らないまま署名してしまったという趣旨の供述もしているが（例えば甲サ182ないし186）、その供述はそれ自体にわざに首肯し難いものである上、日本鋼管の林有三（以下「林」という。）が原田から審査官の取調状況を聞き、その内容を書き記したメモ（甲サ80）の内容が、原田供述の内容と概ね合致することからしても、原田は調書の内容を把握していたことがうかがわれるのであって、前記供述は採用し難い。）、原田は、公正取引委員会審査官の取り調べを受けた後、受注調整のため5社の担当者が集まった会は存在しない等と供述を変遷させ、自らがした上記供述の内容を否定するに至っているもの（特に、甲サ176、甲サ183ないし甲サ189）、後の供述の内容は、例えば、自らがノートに記した受注調整のための会合と疑われる記載の具体的意味すら説明できないなど、不自然極まりないものであって（後記（3）ア（イ））、およそ信用できないものといわざるを得ず、このことも当初の原田供述の信用性を高めるものといえる。

もっとも、原田供述の内容を子細に検討すると、被告会社らが指摘するところおり、例えば、受注調整の対象とするストーカ炉工事をどのように分類するか（処理能力のトン数）という点のほか、各社の均衡をどのように図るか（受注に係るストーカ炉の処理能力トン数の合計か、受注したストーカ炉の処理能力トン数を指名件数で除したものか）、5社以外の者が入札に参加した場合の取り扱い（協力を求めるか否か）という点において、後述する日本鋼管の山田昇（以下「山田」という。）のメモ及び供述（後記イ）と必ずしも符合しない点があるとみえないではない。しかしながら、①受注調整の対象に関しては、後述（エ（ア））の光永が引き継いだ文書には、「他社案件でも指名入りで分母の積み上げを図る必要がある」と記載されていることも併せ考えれば、被告三菱重工業サイドの認識が、日本鋼管の山田の認識と食い違っていたとは考えられ

ず、原田供述も、それを否定するものではなく、おおざっぱな表現を用いたため、表明上の差異が生じたにすぎないと理解することも可能であるし、②ストーカ炉工事の分類の仕方については、後記(2)イ(ア)で認定判断するとおり、平成9年ころ以降に作成された5社のリストは、いずれも、大型工事(400トン以上)、中型工事(200トン以上400トン未満)及び小型工事(200トン未満)という分類を前提にしており、原田供述に沿う内容となっているのに対して、川崎重工業のリスト(甲サ65)は、その記載内容に照らし、平成8年ころに作成されたと推認されるところ、このリストにおいては、ストーカ炉工事が「大型」、「中型(400t未満全連)」及び「准連」に分類されているのであって、このことに、後述するとおり、山田が5社の受注調整のためのルールを聞いたとするのが平成8年であることを考慮すると、原田供述と山田のメモ等の相違は、時期の相違として理解することが可能というべきであり、③5社以外の会社が参加した場合に関する供述の違いについても、原田供述は、他社との調整が失敗した場合の対応について言及していないのに対して、山田は、他社との間で調整のための努力をすることは当然の前提として触れていないだけであり、そのため表面上の差異が生じたにすぎないと理解も可能である。むしろ、原田供述は、5社がストーカ炉工事の受注において均衡を図るために会合を開催し、話し合いにより受注決定者及び入札価格を予め決定していたという核心部分については山田メモ及び供述によく合致しているのであり、また、客観的事実ともよく符合していることも前示のとおりなのであるから、原田供述の信用性を十分肯定することができるというべきである。

イ 日本鋼管・山田(甲サ35、甲サ44)

(ア) 日本鋼管の山田は、昭和49年4月に日本鋼管に入社し、平成8年7月から、同社大阪支社機械プラント部環境プラント営業室長として、近

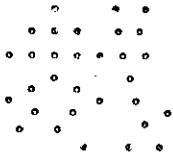


畿一円の官公庁が発注するごみ処理プラントの受注業務等に関する責任者であった（ただし、指名競争入札等の見積価格や入札価格については、日本鋼管本社環境プラント第2営業部第1営業室から指示された価格で対応することとされていた。）。

山田は、平成8年の秋から冬にかけて東京本社に出張した際、上司である同社本社環境プラント営業部の植村第2営業部長、横山第1営業室長等から、ストーカ炉の建設工事に関する5社の受注調整について聞いた内容を取りまとめ、ごみ処理関係について部下を指導するためにメモ（以下「山田メモ」という。）を作成し、後日、内密にその内容を部下に伝えた。山田メモの記載内容に山田の供述（甲サ44）を総合すると、山田が植村第2営業部長らから聞き、5社による受注調整と認識していた内容は、次のとおりと認められる。

ストーカ炉の建設工事については、大手5社（5社）が中核メンバーであり、大手5社のみで指名競争入札が行われる場合には、大手5社のルールによって予め物件ごとにチャンピオンが決められる。他方、大手5社に荏原製作所とクボタが加わって指名競争入札が行われる場合において、日本鋼管がチャンピオンとなっている物件について、これら2社と話し合いを行うが、必ずしも全て受注できるとは限らない。更に、これらの7社に住友重機とユニチカが加わった9社で指名競争入札が行われる場合には、これら2社と話し合いを行い、この結果、日本鋼管がチャンピオンとなることもある。

大手5社のルールは、次のようなものである。まず、ストーカ炉工事の内容を400トン以上の全連工事（大）、400トン未満の全連工事、准連工事の3つに分けて、大手5社の担当者が集まり、1年に1回、張り付け会議を行う。この会議では、その時点で情報が明確となっている物件を、およそ各社1個ずつ指定する。比率は5社均等であり（20パ



一セント)、受注を希望するメーカーが1社の場合には、当該メーカーがチャンピオンとなり、複数のメーカーが希望した場合には、その場で、メーカー間の話し合いでチャンピオンを決定する。チャンピオンが決定した後は、当該物件についてはチャンピオンとなった会社が受注できる権利を持ち、他のメンバーは大手5社以外のメーカーが入札に参加しないよう発注先の自治体に働きかける義務を持つ。その物件の実際の入札時期は関係がない。その物件に5社以外のメンバーが入ったときは、たたき合いとなり、必ずしもチャンピオンとなった会社が受注できるとは限らないが、その場合の補填等は一切行われない。20パーセントのシェアを維持する方法は、受注トン数を指名件数で除したものであり、そのため、指名は数多く入ることが望ましい。

(イ) 被告会社らは、山田の供述及び山田メモは自ら体験した事項を供述したものではないから、その信用性には疑問がある旨主張する。しかしながら、山田メモの記載及び同人の供述は、原田の供述の内容とおおむね符合している上（両者の間に相違しているようにみえる部分もあるが、これをもって原田供述等の信用性を否定することができないことも、前記ア（イ）説示のとおりである。）、山田の供述及び山田メモの内容自体、山田が東京出張の折に上司から聞き取った内容をそのまま記載した具体的な内容であり、後記（2）以降に認定判断する5社の受注調整を巡る客観的な事実関係と良く符合するものと評価することができるから、その信用性は十分に認められるものというべきである。

ウ 被告三菱重工業・大森光生（甲サ42、43、49、102）

被告三菱重工業の大森光生（以下「大森」という。）は、平成8年3月、同社中国支社機械一課に配属された後、同年4月1日付けて同課課長となり、官公庁向けのごみ焼却施設等の営業を担当している。

大森は、平成8年3月、前任者の中原孝道から同社中国支社機械一課の

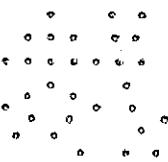
業務内容の引継を受けた際、聞き取った内容をメモにした。このメモ（甲サ40）には、官庁業務のうちごみ処理については、5社が、全連及び准連のストーカ炉について受注機会の均等を図るため仲良く話し合いをする旨の記載がある。大森は、5社は、受注機会の均等を図るため、受注予定者（チャンピオン）を決めて、受注予定者が受注できるようにしており、実際の入札での受注予定者を決める話し合いは5社の本社レベルで行われていると認識している旨述べている。

エ 被告三菱重工業・光永一成（甲サ47、甲サ108）

(ア) 被告三菱重工業の光永一成（以下「光永」という。）は、平成元年4月、同社中国支社化学環境装置課（後に、機械一課と名称が変更された。）に配属となり、官公庁向けのごみ焼却施設等の営業を担当しているが、同課に配属となった際、前任者から「業界（機種別）の概況について」との書き出しの文書（甲サ37）を引き継いだ。

この文書には、ごみ焼却炉について、全連のストーカ炉の大手5社には受注調整のための協定があり、それにより、受注機会を均等化（山積み）しており、極力5社のメンバーセットが必要である（他社介入のときには条件交渉を伴う）こと、必注案件は強力な営業事情をベースに本社において主張させるべきバックグラウンド作りが肝心であること、他社案件でも指名入りで分母の積み上げを図る必要があること等が記載されている。光永は、自分が営業担当となってからも、本社レベルで受注調整行為が行われていると認識している旨を供述している。

(イ) 被告三菱重工業の「光永主任殿 本社原田Kへ以下連絡しています。」との文章で始まる文書には、「原田K：3／26日~~秘~~会合で中国五県の話は出なかった。引き続き、営業強化宜しく。」との記載に引き続き、中国支社が原田に対し浜田市長への接触が可能であること等を連絡した旨の記載がされ、担当者として光永の印及び平成10年3月26



日の日付が押印されている（甲サ96・2枚目、弁論の全趣旨）。

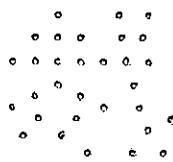
上記記載等について、光永は、上記文書は、平成10年3月当時、島根県浜田市等が新たにごみ処理施設の建設をする動きがあったため、浜田市長のプロフィール等を調査した結果を原田に報告した内容等を自ら記載したものである、「秘会合」とは、東京本社における受注調整のための会合を意味すると理解している「原田K：3／26日秘会合で中国五県の話は出なかった。」との記載は、原田から聞いた内容を上司である大森課長がそのとおり記載したもので、受注調整の会合で、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県内の物件の話は出なかったという意味であることを供述している（甲サ102、103）。

オ 被告タクマ・小林利三郎（甲サ45）

被告タクマの小林利三郎（以下「小林」という。）は、平成10年6月から同社の環境プラント本部長を務め、西日本におけるごみ焼却炉の営業の責任者であるが、同社環境プラント本部営業部長から、同社の営業方針は、1番目にコストであり、2番目に同社の焼却炉の技術が発注者に認められること、3番目に発注者に認められたことをメーカー各社に認められれば協力を得られるチャンスがあると聞いており、3番目の営業方針は、具体的には、同社がどうしても受注したい物件については、他社との間で話し合いを行い、他社の協力を得て、同社の入札価格よりも高い価格で他社が入札することに応じてもらうことであり、一方、他社が発注者から認められているような物件でどうしても受注したい物件については自社が協力することになる旨を述べている。

カ 小括

以上によれば、5社間における談合に関しては、少なくとも、被告三菱重工業、日本鋼管及び被告タクマの3社の関係者から、これを肯定する供述が得られており、その中でも、原田及び山田の供述は具体的で詳細なもの



のであると評価することができ、他の関係者の供述もこの両名の供述に概ね合致するものということができる。原田及び山田による供述の信用性に関する被告会社らの主張を採用することができないことは既に説示したとおりであり、他に上記認定を左右するに足りる証拠は存しない。

このような関係者の供述の存在は、談合の存在を疑わせる有力な根拠となるものである。

(2) 5社が受注予定者を記載したことがうかがわれるリストについて
そして、証拠（各掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおり、
5社が、地方公共団体発注に係るストーカ炉工事のリストを作成しており、
これに受注予定者とみられる者を記載していたことは、原田供述の内容、す
なわち、受注予定者を決定するための会合の存在等を客観的に裏付けるもの
と評価することができるというべきである。

ア 川崎重工業・溝口行雄のメモ（甲サ89）

（ア）記載内容

川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部の溝
口行雄（以下「溝口」という。）は、「年度別受注予想 H07.09.
28」と題する印刷文字で記載された表とこれを作成するための原稿と
みられる手書きの表等から成る書面（以下「溝口リスト」という。）を
所持していた（甲サ89、140）。

溝口リストの内容は、別紙2（甲サ89の1枚目の写し）のとおりで
あるが、溝口リストには、平成8年度から平成11年度まで及び平成1
2年度以降に発注が見込まれるストーカ炉の建設工事について、各年度
（「年度」欄）及び5社（「K」、「M」、「H」、「N」及び「T」とある
のは、それぞれ、川崎重工業、被告三菱重工業、被告日立造船、日本鋼
管及び被告タクマを指すと認められる。）ごとに、ストーカ炉工事の發
注者である地方公共団体等及びそのトン数が分類されて記載されている。

そして、溝口リストに記載されたストーカ炉工事と、平成8年度ないし平成10年度までのストーカ炉の発注状況（甲サ29）と比較すると、次のとおり、同リストに記載された工事は、同リストの作成後、現に地方公共団体によって発注され、そのうち、少なからぬ割合で、5社が同リストの記載どおりに落札したという特徴を認めることができる。

すなわち、まず、平成8年度に発注された工事（全15件）については、うち12件が溝口リストに記載されており（溝口リスト中の発注予想年度は平成8年度ないし平成11年度に分布する。以下同じ。）、クボタが落札した2工事（「日南地区衛生センター管理組合」及び「久居地区広域衛生施設組合」の各工事。別紙1・番号46、52）を除く10件について、それぞれ、溝口リストに記載された5社が、同リストの分類どおりに落札している。具体的には、溝口リストの「K」欄に記載されている「京都市一北」（「京都市（東北部清掃工場）」工事。別紙1・番号58）及び「宇城七」（「宇城八か町村清掃施設組合」工事。別紙1・番号50）を川崎重工業が、「M」欄にある「三原市」（「三原市」工事。別紙1・番号45）及び「湖北広域」（「湖北広域行政事務センター」工事。別紙1・番号56）を被告三菱重工業が、「H」欄にある「尼崎市」（「尼崎市」工事。別紙1・番号53）及び「福岡市」（「福岡市（臨海工場）」工事。別紙1・番号54）を被告日立造船（尼崎工事については、同社を幹事社とする共同企業体（JV））が、「N」欄にある「苫小牧市」（「苫小牧市」工事。別紙1・番号49）、「熱海市」（「熱海市」工事。別紙1・番号55）及び「龍ヶ崎」（「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」工事。別紙1・番号59）を日本鋼管（苫小牧市工事については、同社を幹事社とする共同企業体）が、「T」欄にある「置賜市」（「置賜広域行政事務組合」工事。別紙1・番号51）を被告タクマが、それぞれ、溝口リストの記載どおりに落札している。

また、平成9年度に発注された工事全21件のうち、溝口リストには9件が記載されており、このうちクボタが落札した1件（「函南町」工事（別紙1・番号71）であり、溝口リストでは「N」とされている。）及び被告日立造船を幹事社とする共同企業体（JV）が落札した1件（「東京都（中央地区清掃工場）」工事（別紙1・番号80）。溝口リストでは、同工事に被告タクマを示す「T」が付されている。）の2件を除く7件について、溝口リストに記載された5社がそれぞれ溝口リストの記載どおりに落札した。具体的には、同表「K」欄にある「佐世保市」（「佐世保市（新東部クリーンセンター）」工事。別紙1・番号74）及び「児玉郡」（「児玉郡市広域市町村圏組合」工事。別紙1・番号77）を川崎重工業が、溝口リスト「M」欄にある「福知山市」（「福知山市」工事。別紙1・番号62）、「いわき市」（「いわき市（南部清掃センター）」工事。別紙1・番号76）及び「新城市」（「新城広域事務組合」工事。別紙1・番号79）を被告三菱重工業が、「T」欄にある「札幌市」（「札幌市（第5清掃工場）」工事。別紙1・番号60）及び「名古屋猪子」（「名古屋市（猪子石工場）」工事。別紙1・番号61）を被告タクマが、それぞれ、溝口リストの記載どおりに落札している。

更に、平成10年度に発注された工事全7件のうち溝口リストには1件（「M」欄にある「名古屋市五条」（「名古屋市（五条川工場）」工事。別紙1・番号85）が記載されており、同工事については、被告三菱重工業が、溝口リストの記載どおりに落札している（なお、溝口リストに記載されたその他の工事名の工事については、平成10年度までには発注されていない。甲サ29、弁論の全趣旨）。

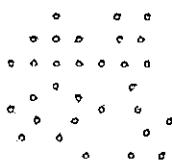
なお、溝口リストに記載された工事のトン数をみると、5社において、完全にトン数が均衡となるように分類されているとは認められないもの

の、前年度の欄に記載されたストーカ炉工事のトン数の合計が多い企業については、他の企業と比較して、次年度におけるストーカ炉工事のトン数が少なくなっていることがうかがわれ、逆に、前年度のストーカ炉工事のトン数合計が少なかった企業については、次年度のストーカ炉工事のトン数が増加していることがうかがわれるなど、全体として、トン数の均衡に配慮している様子もうかがわれるところである。

(イ) 評価

被告会社らは、溝口リストは、あくまでも川崎重工業が平成7年の時点において将来的なストーカ炉工事の受注を予想したものにすぎない旨主張する。

しかしながら、前判示のとおり、溝口リストに記載されたストーカ炉工事については、作成後約3年間にわたり、うち22件が実際に発注された工事と合致し、しかも、そのうち18件の工事が溝口リストの分類どおりに5社によって受注される結果となっているのである。そして、被告会社らが主張するように、溝口リストが単なる受注予測にすぎないというのであれば、実際の上記工事の受注者の決定は、価格など様々な事情に基づき競争原理に左右されると考えるほかないから、5社がストーカ炉工事の市場において大手5社としての地位を占めており、かつ、川崎重工業が大手プラントメーカーとして高度な情報収集能力を有していたと認められることを考慮に入れたとしても、各社ごとに、しかも、約3年もの先の受注結果をおおむね正確に予想することはおよそ不可能というべきである。そうすると、上記結果については、川崎重工業ほか5社において、溝口リストに記載されたストーカ炉の工事の受注者を5社のうち誰にするかについて予め合意が形成され、現にそのとおり受注されたことを推認させるものと理解することが自然というべきであるから、上記被告らの主張は理由がない。



イ 5社のその他のリスト及びその解釈

のみならず、上記アで説示した事情に、証拠（後記のもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、本件において、溝口リスト以外にも、5社において、未発注のストーカ炉を取りまとめ、これに受注予定者を記載したとみられるリストが存在しているところ、溝口リストを含め、これらのリストに記載されたストーカ炉工事は相当程度一致しており、しかも、5社のいずれかが受注する予定である旨の記載がなされた工事については、その後のリストからは除外され、5社の考慮の対象外とされていることを認めることができるから、このことからも、5社において、地方公共団体が将来発注を予定するストーカ炉工事に関し相当程度認識が一致しており、当該リストに記載された工事について、予め、5社のうちいずれが工事を受注するかについて合意が形成されていたことをうかがうことができるというべきである。これを具体的に述べると、次のとおりである。

- (ア) 5社においては、溝口リスト以外にも、将来発注が予想されるストーカ炉工事を規模別に分類し、具体的に記載したリストが作成されていた。すなわち、①川崎重工業の平成9年9月ころのリスト（甲サ155。「全連400T以上」、「全連200—400T未満」、「全連60—200T未満」、「全連60T未満」の4つに分類している。）には、このうち小型物件（「全連60—200T未満」）リストの左端欄に手書きで、14工事について5社の略称が記載されているところ、当該リスト（甲サ155）に記載されたごみ処理施設は、日本鋼管の平成9年9月11日付けのリスト（甲サ62、63。「全連（400トン以上）」、「全連（200トン以上）」、「全連（200トン未満）」のほか、「60T以下の物件は超小型の為、別枠とする。」との記載がある。）との間で、「千葉八千代市」工事ほか4工事を除きほぼ一致すると認められ、②日本鋼管の環境第一部のスタッフが所持していた平成9年12月17

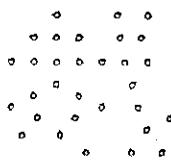
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○

日付けのストーカ炉のリスト（甲サ58）及び同日付けのリスト（甲サ59。いずれのリストも、「全連（400トン以上）」、「全連（200トン以上）」、「全連（200トン未満）」のほか、60トン以下の工事については別枠とされている。）に記載された物件と、被告日立造船の環境事業本部の平成10年1月27日にファクシミリ送信されたストーカ炉のリスト（甲サ55。このリストは、物件を規模別に区別していない。）に記載された物件のうち、中型物件については、「川口」工事等数件を除きほぼ一致していると認められ、③被告日立造船の平成10年3月24日付けストーカ炉のリスト（甲サ56。「大型」、「中型」、「小型」の3つに分類し、それぞれ、400トン以上、400トン未満200トン以上、200トン未満の工事を記載している。）のうち、5工事について5社の略称が付されており、この5工事は、被告三菱重工業の環境装置第一課主務である立川道彦（以下「立川」という。）が所持していたメモ帳（甲サ77、78）に5社の略称名と工事が記載された工事とおおむね一致すると認められ、④日本鋼管の平成10年9月16日付けリスト（甲サ61。「400T以上（大型）」、「200T以上400T未満（中型）」、「200T未満（小型）」に区分されており、60トン以下の工事は「*」が付けられている。）に記載された大型、中型及び小型工事は、被告日立造船の平成10年3月24日付けリスト（甲サ54）との間に、ほぼ一致していると認められる。

(イ) ところで、溝口リスト及び上記（ア）のリストの各記載を照らし合わせると、以下に説示するとおり、これらのリストにおいて、工事ごとに5社のいずれかに分類されるなど将来5社のいずれかが受注する旨をうかがわせる記載がされた工事については、上記各リストが作成等された時点では未だ入札が行われていないにもかかわらず、その後作成等されたリストには掲載されないという特徴があることを認めることができる。

すなわち、平成7年9月28日ころ、平成8年度以降ストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる工事として、各工事を5社に振り分けて記載したリスト（溝口リスト）に記載された工事は、その後作成された5社のリスト（被告日立造船について甲サ54ないし56、日本鋼管について甲サ58、59、61ないし63、川崎重工業について甲サ65、153、155、被告三菱重工業について甲サ66、67）には記載されていない。同様に、川崎重工業が、平成9年9月当時のごみ処理施設の計画を大型物件、中型物件及び小型物件に分け、このうちの小型物件リストの右端欄に手書きで、14工事名について5社の略称を記載したリスト（前記（ア）①）に記載された14工事は、その後作成された5社のリスト（日本鋼管について甲サ58、59及び61、被告日立造船について甲サ54ないし56）には記載されていない。更に、被告日立造船の平成10年3月24日付のリスト（前記（ア）③）で5社の略称が付記された5工事（前判示のとおり、被告三菱重工業の立川のメモ帳に記載された工事と同一である。）のうち「岡山倉敷児島（組）」を除く4工事、すなわち「北海道恵庭市」、「静岡盤南（組）」、「愛知沼津市」、「長崎県央広域」の4工事は、その後作成されたと推認されるリスト（被告日立造船について甲サ54、日本鋼管の甲サ61）には記載されていない。

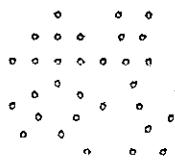
これらの事情に照らすと、被告会社らが主張するとおり、仮に、5社の上記各リストが、5社それぞれにおいて当該企業自身の希望物件に関する内部的な検討結果を記載したにすぎないのであれば、当該希望物件に関する記載がその後別の会社で作成されたリストから除外されるという経過は通常あり得ないというべきである。むしろ、上記認定のとおり、溝口リスト等において受注予定物件として記載された工事がそのまま他のリストから除外されていたという特異な経過に加えて、溝口リストに



おいて5社各社ごとに分類されて記載された工事の多くが、その後当該記載どおりに5社に落札されたという特徴的な事情（前記ア）を併せ考慮すると、溝口リスト等において5社の受注予定物件として記載された工事については、5社間において当該企業が受注する旨の合意が形成され、そうであるが故に、その後のリストから除外されて、更なる希望表明ないし調整の対象外とされたと理解することが自然というべきである。

ウ 甲サ81の一覧表の記載及び解釈

更に、川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部営業開発第二部長である松江（なお、原田は、松江が5社の会合に出席していた旨を述べている（甲サ46・2頁）。）は、東京都が発注するストーカ炉工事の発注状況を取りまとめた一覧表を所持していた。この一覧表には、「引合年度」（昭和60年ないし平成9年）、「工場名」、「施設内容」、「当社」及び「業界」の各欄が設けられており、「当社」欄には川崎重工業が入札等に参加したか否かが記載され、「業界」欄には5社を意味すると解される文字（「T」、「H」、「N」、「M」及び「K」）のほか、各ストーカ炉工事について入札等に至る事情が具体的に記載されている。例えば、昭和62年の「北」工場工事については、「62年の引合時には単機容量の実績不足のために引合漏れするも実施遅延のためH3.にK1社追加で引合取得」という記載があり、平成5年の「江東」（年度から、新江東清掃工場工事を意味すると認められる。）については、被告タクマを意味すると解される「T」の記載の後に、「江東で5社の受注が二巡」との記載がある（実際、上記一覧表には、昭和60年の「大田（一）」から平成5年の「江東」までの各欄に合計10件の工事が記載されているが、「工場名」に対応する「業界」欄には5社がそれぞれ2件ずつ記載されている。また、平成5年の「墨田」（年度から、墨田清掃工場工事を意味すると解される。）の「業界」欄には、被告日立造船を意味すると解され



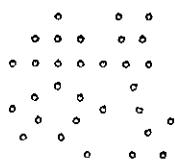
る「H」の記載の後に、「強引にH その際次の計画案件の中央600tを見落とす。」との記載がある（以上の認定事実につき、甲サ81、弁論の全趣旨）。

上記一覧表の記載内容、殊に、「業界」欄に記載された受注に至る具体的な事情に照らすと、上記一覧表を川崎重工業において各社の受注結果ないし自社の今後の受注予定をまとめたものと理解することは不自然というべきであって、むしろ、その記載内容にかんがみれば、上記一覧表の作成時点（上記一覧表の平成9年に記載されている工事の「業界」欄に「T(予)」、「K(予)」との記載があることにかんがみ、平成9年ころと考えられる。）に未発注であった「台船」工事については、5社において受注予定者を決定しており、その結果、被告日立造船（「H」）が上記一覧表に受注予定者として記載されたものと理解することが相当というべきである。

エ 小括

以上の認定判断に加え、原田供述等の内容（上記（1））を考慮すると、5社は、未発注のストーカ炉に関する情報を共有しており、この情報を基に、各社ごとに、受注を希望する工事について合意を形成し、当該合意に従い、それぞれ希望物件に対し入札し、他社はこれを妨害しないという行動を取っていたことが強く疑われるというべきである。

そして、本件においては、上記合意の形成と実行を可能にする事情、すなわち、①5社は、受注希望表明の対象となる工事を確定し、ストーカ炉の受注予定者を決めるための会合を複数回開催して、発注予定のストーカ炉工事を規模別に受注希望表明を行い、受注希望者を確定したとみられる工事があること（後記（3））、②5社による受注予定者の決定を実施するため、5社間で、入札実施前に入札価格等の連絡が行われた工事があること（後記（4））、③5社の営業担当者の中には、5社等の受注に関し



て、当該ストーカ炉の処理能力を基にした数値を加算するなどして継続的に5社等の受注状況を指數化して把握していた者がいること（後記(5)）等の事情が認められるので、以下、順次、認定判断する。

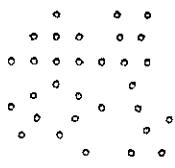
(3) 受注希望を表明し、又は受注予定者を決定した会合に關係するメモ等について

5社の関係者の資料には、以下のとおり、5社が、受注希望表明の対象となる工事を確定し、ストーカ炉の受注予定者を決めるための会合を複数回開催して、発注予定のストーカ炉工事を規模別に受注希望表明を行っていたこと、あるいは、このような受注希望表明に基づき、当該会合において具体的に受注予定者を決定したことを推認させる記載がある。

ア 平成8年12月9日開催の会合に係るメモについて

(ア) 証拠（甲ア24、甲サ67、180）及び弁論の全趣旨によれば、被告三菱重工業の原田が所持していたノート（甲サ67）には、400トン未満のごみ処理施設を列挙したとみられるリストのわきに、「1順目は自由、2順目は自由、3順目は200T／日未満、12／9」、「バッティングしたら12／18までに結着」と記載されているところ、上記手帳の「12／9」は、手帳の前からの記載によれば平成8年12月9日を指すと推認される（なお、「結着」は「決着」の誤記と認められる。）。また、日本鋼管の環境第二営業部の丹野が所持していた平成8年の手帳（甲サ76）には、400トン未満のごみ処理施設を列挙したとみられるリスト（合計9件の工事が記載されている。）の下に、「①200T／日以上」、「②200T／日未満」、「12／9、2件①、②双方から」、「さらに1件②から」、「合計3件」、「最初2件で選択されず残った場合は最後の1件（②区分）で選択可」と記載されていることを認めることができる（甲ア24、甲サ76）。

原田の上記ノートの記載と丹野の上記手帳の記載は、相互によく符合

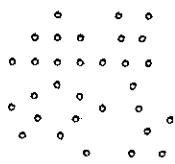


するものであって、このことに、前記認定のとおり、原田は、5社が、ストーカ炉工事を、1日の処理能力が400トン以上の大型工事、200トン以上の中型工事、200トン未満の小型工事の3つに分けて、受注希望物件を確認し、「チャンピオン」を決めている旨供述していることを併せ考慮すると、上記各記載によれば、5社は、平成8年12月9日に、中型工事及び小型工事について会合を開催し、その中で、自社が受注を希望する物件を、最初、規模の区分にかかわらず1件ずつ2巡にわたって自由に選択し、更に、3巡目については200トン未満の小型工事から1件を選択するという方法で受注調整を行ったことを推認することができるというべきである。

(イ) この点、原田は、原田供述(甲サ28、46)が作成された後に行われた取調べにおいて、上記ノートの記載の意味が分からぬなどと述べているが(甲サ179、180)、業務に関連して自ら作成、記載した記載の意味が分からぬなどというのは不自然であるというほかなく、しかも、原田のノートの記載は丹野の手帳の記載とも良く符合するのであるから、原田が後にした上記供述は到底採用することができないというべきである。

イ 平成9年9月29日、同年10月16日及び同月29日各開催の会合に係るメモについて

(ア) 証拠(甲ア24、甲サ57ないし63、69)及び弁論の全趣旨によれば、日本鋼管は、ごみ処理施設の建設工事を、全連400トン以上の大型工事、全連200トン以上400トン未満の中型工事、全連200トン未満の小型工事に区分して作成したリストを所持していたところ、このうち、日本鋼管の丹野が所持していた平成9年9月1日付けのストーカ炉に関するリスト(甲サ60・2枚目)の上部余白には、「全連小型(200T未満) 9/29 2~3件、大型 10/16 1件、



中型 11／29 2件?」、「9／11 大・中・小 対象物件確定」との記載があるほか、「一緒になった場合 規模、管理者、建設用地（企業城下町） これらの指標をみて話し合い」、「救済措置あり 同規模追加できる」、「増えた会社 次回調整」との記載があることを認めることができる。また、同月11日付のリスト（甲サ62、63）の各表紙には、「全連 200T未満 3件 9／29（月）、〃 200T以上～400T未満 2件 10／29（水）、〃 400T以上 1件 10／16（木）」と記載されていることが認められる。

そして、上記記載内容に原田供述の内容を総合すると、上記記載の意味は、5社は、平成9年9月11日ころまでに、ストーカ炉工事を大型工事、中型工事及び小型工事に区分して受注調整を伴う予定物件を業者間で確定した上、同月29日には小型工事3件に関する受注調整を、同年10月29日には中型工事2件に関する受注調整を、同月16日には大型工事1件に関する受注調整を行うための会合を開催したことを推認できるというべきである。

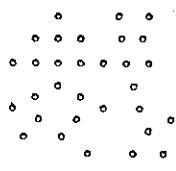
(イ) また、①川崎重工業の平成9年9月ころの大型物件、中型物件及び小型物件のリスト（甲サ155）には、このうち小型物件リストの左端欄に手書きで、14工事について5社の略称が記載されているところ、当該リスト（甲サ155）に記載されたごみ処理施設は、日本鋼管の平成9年9月11日付けのリスト（甲サ62、63）との間で、「千葉八千代市」工事ほか4工事を除きほぼ一致すること、②上記14工事は、日本鋼管の環境第一部のスタッフが所持していた平成9年12月17日付けのストーカ炉のリスト（甲サ58）、同日付けのリスト（甲サ59）及び被告日立造船の環境事業本部の平成10年1月27日にファクシミリ送信されたストーカ炉のリスト（甲サ55）には、いずれも記載がないか又は記載が抹消されていること、③このような経過に照らすと、上

記14工事は、5社の受注希望表明及び調整を強く疑わせると考えられることは、いずれも前判示のとおりである（前記（2）イ（ア）、（イ））。

そして、平成9年9月29日に小型物件3件を対象とする会合が開催されたと認められることは前記（ア）認定のとおりであるところ、上記の事実に、川崎重工業の上記リスト（甲サ155）には、5社の記載（「T」など）のほか、物件の個数又は1巡目ないし3巡目であることを示唆する記載（「1」ないし「3」）が存することを併せ考慮すると、結局、5社は、平成9年9月29日、小型物件3件について受注希望表明を行い、それぞれ受注予定者を確定したことを推認できるというべきである（このような形で受注予定者が確定された工事のうち、その後実際に5社が受注に至った工事は、川崎重工業が平成10年5月25日に受注した「八千代市」（八千代市工事。別紙1・番号82）及び被告日立造船が同日に受注した「西村山」（西村山広域行政事務組合工事。別紙1・番号81）の2件と認められる。）。

ウ 平成10年1月30日開催の会合に係るメモについて

証拠（後記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、①日本鋼管の環境第一営業部第二営業室統括スタッフである廣沢純一が所持していたリスト（甲サ58・2枚目）には、ストーカ炉工事について、全連400トン以上の大型工事と全連200トン以上400トン未満の中型工事に区分して具体的な工事名（地方公共団体等、トン数）が挙げられており、その余白に、「1／20 対象物件見直し」、「1／30 張付け」との記載があること、②被告日立造船の環境事業本部東京営業部が同社大阪営業部に平成10年1月27日にファクシミリ送信したストーカ炉工事のリスト（甲サ55）の送信文書には、「中型の対象物件 送付します」、「1／30 ハリツケする予定です」との記載があることがそれぞれ認められる（①について



て、甲ア24、甲サ58、②について、甲ア24、甲サ55)。

上記①及び②の各記載は、中型（全連200トン以上400トン未満）のストーカ炉工事について、平成10年1月30日に張り付け会議を行う点において共通するのであって（なお、上記①のリストと②のリストにそれぞれ記載された中型工事が、おおむね一致すると認められることは、前記（2）イ（ア）②で説示したとおりである。）、このことに、原田供述の内容等を総合すると、5社は、平成10年1月30日、ストーカ炉工事のうち、中型工事について、「張り付け会議」と呼ばれる受注調整のための会議を開催したことが推認できるというべきである。

エ 平成10年3月26日開催の会合に係るメモ等について

（ア）証拠（後記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、①日本钢管の環境第1営業部長の加藤幸男（以下「加藤」という。）が所持していた平成10年の手帳には、同年3月26日の欄に、「業<中小型物件はりつけ>」との記載があること、②被告三菱重工業の環境装置第一部次長の小倉真が所持していた1998年版手帳のうち、平成10年3月26日の欄には、「最終決定」との記載があることがそれぞれ認められる（①について、甲ア24、甲サ73、②について、甲ア24、甲サ79）。

また、これに関連して、被告三菱重工業の光永が、平成10年3月26日に同社の本社で受注調整に関する会合が開かれた旨を供述していること（前記（1）エ（イ））を併せ考慮すると、5社は、平成10年3月26日に、ストーカ炉工事のうち、中型工事及び小型工事について、「張り付け会議」と呼ばれる受注調整のための会合を開催したことを推認できるというべきである。

（イ）また、被告日立造船の平成10年3月24日付のリスト（甲サ56）で5社の略称が付記された5工事（被告三菱重工業の立川のメモ帳（甲サ77、78）に記載された工事と同一である。）のうち「岡山倉敷児

島（組）」を除く4工事、すなわち「北海道恵庭市」、「静岡盤南（組）」、「愛知沼津市」、「長崎県央広域」の4工事は、その後作成されたと推認される被告日立造船の平成10年3月24日付けリスト（甲サ54）及び日本鋼管の同年9月16日付けリスト（甲サ61）には記載されていないこと、したがって、このような経過に照らすと、上記4工事は、5社の受注希望表明及び調整を強く疑わせると考えられることは、いずれも前判示のとおりである（前記（2）イ（ア）、（イ））。

そして、このことに、5社は、平成10年3月26日、中型工事及び小型工事について、受注調整のための会合を開催したと認められるることは前記（ア）認定のとおりであることを併せ考慮すると（なお、上記の4工事は、いずれも中型工事又は小型工事である。甲サ56のトン数欄参照）、結局、5社は、平成10年3月26日、中型工事及び小型工事に関する受注調整のための会合を開催して各社の受注希望表明に基づき調整し、中型工事及び小型工事について受注予定者を確定させたことを推認できるというべきである（なお、上記の「北海道恵庭市」ほか3件の工事は、平成10年9月17日の時点で、入札が行われていない。甲ア24、甲サ29、弁論の全趣旨）。

（4）入札実施前に入札価格等の連絡を行ったことを推認させる資料について

ア 日本鋼管・植村高志のメモ（甲サ124）

日本鋼管の環境エンジニアリング本部環境第二営業部長である植村高志（以下「植村」という。）が所持していたメモには、以下の記載がある（甲サ124、140、弁論の全趣旨）。

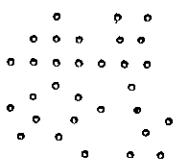
	①	②	③	④
	62.5億	(61億)		(60億)
M	65	最低より7000万円引き	同左	辞退
K	67	〃 4000万円引き	〃	辞

H 69 // 3000万円引き // 辞
T ~~72~~ // 5000万円引き // 辞
69. 5]

上記のアルファベットはそれぞれ5社を指すと推認されるところ（なお、最上段にはアルファベットの記載がないが、日本鋼管を意味すると解される。）、上記のメモが入札価格等に関し記載したものであることは、その記載内容に照らし明らかというべきである。

他方、証拠（甲サ29・4頁）及び弁論の全趣旨によれば、平成10年8月31日に指名競争入札が行われた賀茂広域行政組合工事は、予定価格が63億5679万円であったこと、第1回の入札金額は日本鋼管が62億円、被告三菱重工業が65億円、川崎重工業が67億円、被告日立造船が69億円、被告タクマが69億5000円であり、日本鋼管が第1回の入札で上記金額で落札したことが認められる（このような金額及び経過で入札に至った物件は、他に存しない（甲サ29）。）。この入札の経過と上記メモの記載を比較検討すると、日本鋼管の第1回入札額は若干異なるものの、その他の入札額や第1回で日本鋼管が落札したという経過については完全に一致していると認められるから、上記メモは、賀茂広域行政組合工事の入札に関し記載されたものであることが推認できる。

そして、上記メモの記載によれば、日本鋼管が第3回目の入札に至っても落札できない場合には、第4回目の入札において、日本鋼管以外の入札者がいずれも辞退することによって受注できる旨の記載があるところ、仮に、植村ら日本鋼管の担当者において、真実このような経過で入札できることを予想したとは到底考え難いし、他社の第1回目の入札価格が完全に一致したという経過（しかも、被告タクマの入札価格は、訂正された金額が一致している。）も通常想定し難いものといわざるを得ない。そうすると、上記メモの記載の理解としては、5社の間において、賀茂広域行政組



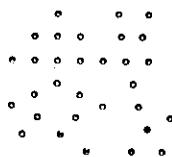
合工事について日本鋼管が入札予定者となることはもとより、入札金額や入札の経過についても事前に共通の認識が形成されており、そうであるが故に、日本鋼管の担当者において上記のような記載が可能になったと推認することが自然というべきであって、これを左右するに足りる証拠はない。

イ 川崎重工業・渡辺武司のメモ（甲サ125）

川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部東部営業部参事である渡辺武司は、「95-5-2」の日付のあるメモを所持していた。このメモには、焼却炉工事の見積原価額が積算過程とともに示されており、「出し値」として、第1回目から第3回目までの入札価格が記載され、「不調の場合の予定価格と最低入札額の想定」をした上、「入札過程に至る過程」として2つの案が検討された上で最終案が示されており、この最終案に沿った金額が、5社の第1回目から第3回目までの入札金額として記載されている。具体的には、次のとおりである。（甲サ125、140、弁論の全趣旨）

K	① 6,220,000,000	② 6,150,000,000	③ 6,050,000,000
H	① 6,460,000,000	② 6,190,000,000	③ 6,100,000,000
T	① 6,310,000,000	② 6,195,000,000	③ 6,105,000,000
M	① 6,600,000,000	② 6,200,000,000	③ 6,125,000,000
N	① 6,690,000,000	② 6,215,000,000	③ 6,140,000,000

そして、川崎重工業は、平成7年5月9日に指名競争入札が行われた佐渡広域市町村圏組合工事（別表1・番号26）において、第3回目の入札において、60億5000万円で入札しているところ、上記入札における第1回目ないし第3回目の入札金額は、上記メモに記載された上記金額と完全に一致するから（甲サ29・2頁、125、弁論の全趣旨）。上記メモは、佐渡広域市町村圏組合工事の入札に関し作成されたものと推認する



ことが相当である。そうすると、アで説示したのと同様に、このような結果の理解としては、佐渡広域市町村圏組合工事について川崎重工業が入札予定者となることはもとより、入札金額や入札の経過についても事前に共通の認識が形成されており、そうであるが故に、川崎重工業の担当者において、上記のような検討及びその結果の記載が可能になったと推認することが自然というべきであって、これを左右するに足りる証拠はない。

(5) ストーカ炉工事の受注等に基づく計算式又は数値について

ア 被告三菱重工業・光永供述（甲サ108）

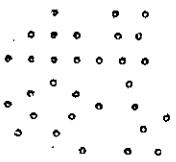
被告三菱重工業の光永が引き継いだ「業界（機種別）の概況について」との書き出しの文書（甲サ37）には、ごみ焼却炉について、全連のストーカ炉の大手5社には受注調整のための協定があり、それにより、受注機会を均等化（山積み）しており、極力5社のメンバーセットが必要である（他社介入のときには条件交渉を伴う）こと、「他社案件でも指名入りで分母の積み上げを図る必要がある」こと等が記載されていること、光永は、自分が営業担当となってからも、本社レベルで受注調整行為が行われていると認識している旨を供述していることは前記認定のとおりである（前記（1）エ（ア））。

光永は、上記の「他社案件でも指名入りで分母の積み上げを図る必要がある」との記載の意味について、5社の間では、指名を得た件数又は処理トン数を分母とした一定の計算式があり、分子となるべき数値は受注した件数又は処理トン数であって、このような計算式により割り出した一定の数値が均等になるように5社の間で調整しているのではないかと考えている旨を述べている（甲サ108・5頁）。

イ 被告三菱重工業・立川のノートの記載及び意味（甲サ106・2枚目）

（ア）甲サ106・2枚目の記載

被告三菱重工業の立川が所持していたノートには、左側に、5社を示



すアルファベットの略称（例えば、「M」は被告三菱重工業を指すと推認される。）の右隣に、それぞれの会社に対応した分数値（例えば、被告三菱重工業については、「14800／74456」）の記載がある。上記ノートの上部及び下部には、中央地区清掃工場工事など合計8件の工事及びトン数が記載されている（当該ノートの作成時期には未発注であった工事も含まれている。なお、記載の体裁からみて、「秋」（秋田）工事は計算の対象外とされていることがうかがわるし、「高知」工事についてはトン数の記載がない。）。そして、ノートの右側には、左側に記載された分数値よりも分母及び分子ともに増加した分数値が記載されており（被告三菱重工業の欄に記載された分数値は「15174／76743」であって、分母が2287、分子が374それぞれ増加している。）、その分数値が高いものから順位を示す番号が付されている。

また、上記8件の工事のトン数に関する記載をみると、トン数そのものに0.7を乗じて算出したものもあるが（このような処理は、JV工事や土建分離工事について行われたと推測される。）、0.7を乗じる前の基本数値及び0.7を乗じないトン数の記載は、実際の工事の発注トン数と一致している。そして、工事によってはトン数の記載の前に減算を意味する「△」が記載されていること（なお、減算されているものは、以前に加算処理がされていたものを、その後の事情変更等により調整したものと推認できる。）を考慮した上で、これらの数値への加減算を行うと、その結果は2287であって、分母の増加分と合致している。更に、被告三菱重工業は、「新城」（新城広域事務組合工事。別紙1・番号79）を平成9年12月24日に、「名古屋」（名古屋市（五条川工場）工事。別紙1・番号85）を平成10年7月30日にそれぞれ落札して受注しているところ、これら2つの工事について上記ノートに記載されたトン数に従い計算すると（なお、新城については、△の表記が

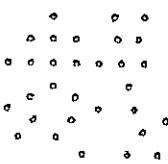
あるので減算する。)、374であって、分子の増加分に合致する。同様に、他の4社についても、各社が実際に受注した工事のトン数を対応させて計算すると、同様の結果となる。(以上の認定事実について、甲ア24、甲サ29、106、弁論の全趣旨)

(イ) 甲サ106・3枚目の記載

また、立川が所持していたノートの別の頁(甲サ106・3頁)には、上記(ア)に類似する計算結果が示されているが、この頁には、5社のほか、荏原製作所及びクボタを示すアルファベットの略称が加えられ、合計7社について分数値及び順位を示す番号が記載されている点に特色がある。そして、このノートには、「西村山」(西村山広域行政事務組合工場工事(別紙1・番号81)。平成10年5月25日、被告日立造船が落札。)、「米子」(米子市工場工事(別紙1・番号83)。平成10年6月2日、日本鋼管が落札。)、「津島」(津島市ほか十一町村衛生組合工場工事(別紙・番号84)。平成10年6月10日、被告三菱重工業が落札。)の3つの工事のトン数が記載されている(なお、これら3工事の処理能力の合計は700トンであり、各社の分数値の分母に加えられた数値と合致する。)。上記の各工事の落札者について、当該工事の分子の数値をトン数分加えている点も、同様である。(以上の認定事実について、甲サ29、106・3枚目、弁論の全趣旨)

(ウ) 記載の意味

以上認定した事実によれば、被告三菱重工業は、当該記載を作成した時点において既に発注されていた工事(又は将来発注が予定されていた工事)について、5社((イ)にあっては合計7社)の数値の分母に工事の合計トン数を、分子に現に受注した工事又は将来受注が予定されていた工事のトン数を予め加算し、また、その数値を少数値で示すことにより、作成当時における5社等の受注及び受注予定の全体的な状況を把



握していたことを推認できる。

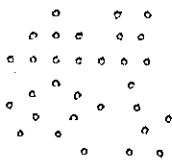
ウ 川崎重工業・溝口の書類（甲サ107）

川崎重工業の溝口は、「H7.11.30現在(H8/2調整済)」と題する2枚の表を所持していた。この書類には、5社に荏原製作所及びクボタを加えた7社ごとに少数値が記載されている。そして、この表には、平成7年11月30日に入札が行われ、同社が落札した東金市外三町清掃組合工事及びそのトン数が被告タクマの欄に記載されており（表の「T」、「H07.11.30迄の計算」欄）、被告タクマの「前回」欄（平成7年8月27日）と「現状」欄（平成7年11月30日）の各記載を比較すると、「B」欄に上記トン数が加算されている。更に、被告タクマを含め、7社の「A」欄にはいずれも114が加算されており（この数値は、各社が入札に参加した工事の処理能力トンの合計と考えられるものの、その具体的な計算方法は必ずしも明らかではない。）、同表には、「B」欄の数値を「A」欄の数値で除した少数値を算出し、その数値が小さい者から順に番号が手書きで付されている。なお、同表には、東金市外三町清掃組合工事を含め、合計19件の工事が記載されているが、これらは、いずれも、5社のうちいずれかの者が指名され、受注した工事である。（以上の事実につき、甲サ29、107、弁論の全趣旨）

以上の事実によれば、川崎重工業は、平成8年2月ころまでの間、継続的に、5社及びその他の2社の受注状況について、分子に現に受注した工事又は将来受注が予定されていた工事のトン数を予め加算し、また、その数値を少数値で示すことにより、作成当時における5社等の受注及び受注予定の全体的な状況を把握していたことを推認できる。

エ 小括

以上のとおり、被告三菱重工業及び川崎重工業は、いずれも、5社等の受注状況及び受注予定を継続的に分数値によって把握していたと認められ



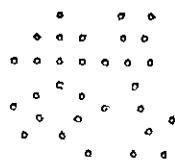
る。そして、このことに、5社においては、各社の受注の均衡を考慮して受注調整を行っていた旨の原田供述等の内容（前記（1））や、光永の上記供述（前記ア）の内容を併せ考慮すると、上記の計算方法について具体的に明らかでない部分が残り（特に、上記ウ）、また、当該計算結果がその後の受注調整にどのように影響したかを具体的に特定することは困難であるものの、少なくとも、5社は、受注調整に当たり、上記分數値によって表される各社の受注状況及び受注予定を考慮していたことは十分うかがうことができるというべきである。

（6）本件談合の有無について

ア 以上認定判断したところによれば、次の事情が認められる。

（ア）5社は、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事を数多く受注しており、別紙1のとおり、平成6年4月1日から平成10年9月17日までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事87件のうち66件を落札するなど、他社とはその5社の受注能力等に圧倒的な格差があった。

（イ）5社は、このような市場における地位を背景として、地方自治体が発注するストーカ炉工事について、5社の受注が平等となることを基本理念として、受注調整を行うための会合を開催していた。具体的には、将来入札が予想されるストーカ炉工事を予め1日当たりの処理能力に従い分類し、会合において各社ごとに受注を希望する物件を表明し、受注希望者が1社の場合には、当該社が受注予定者となるが、受注希望者が2社以上の場合には、希望者どうしの話し合いによって受注予定者を決定していた。受注予定者が決定すると、5社及び5社以外の相指名業者に対し、入札の際に書き入れる相手方の金額を電話等で連絡して協力を求め、その結果、会合で受注予定者と定められた者は、ほとんど全ての物件で受注している（以上、原田供述）。

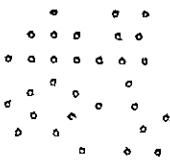


(ウ) 溝口リストなど5社のリストを比較対照すると、各リストに記載された工事のうち、受注予定者が決定されたと推認される工事があり（前記（2））、更に、5社の担当者のメモ等によれば、5社の営業担当者が、受注予定者を決定するための会合を開催し、各社の受注希望表明に基づき、具体的に受注予定者を決定したと認めることができる工事がある（前記（3））。受注予定者が決定した後は、5社の担当者は、受注予定者が受注できるようにするために、相互に、入札価格等を連絡していた（前記（4））。そして、5社の担当者は、5社が指名を受けたストーカー炉工事のトン数や受注したストーカー炉工事のトン数を分数値等にすることにより、継続的に、5社等の受注状況及び受注予定を把握していた（前記（5））。

(エ) 別紙1に記載されたストーカー炉工事の落札率をみると、平成6年4月1日から平成10年9月17日までの期間において5社以外の者が受注した工事の平均落札率は89.9パーセントであるのに対し、5社のうちのいずれかが受注した物件（予定価格が不明なものを除く。）の平均落札率は、96.6パーセントであって、かなり高額なものとなっている（前記1（3）イ（エ）c）。

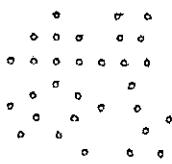
イ 本件談合の有無について

(ア) 以上説示したところを総合すると、5社は、ストーカー炉工事における優位な立場を背景として、遅くとも平成6年4月以降平成10年9月17日まで、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカー炉の建設工事について、受注機会の均等化を図るため、①処理能力の規模別等により3つに区分された工事ごとに、各社が受注を希望する工事を表明し、希望者が重複しなかった工事については当該希望者を受注予定者とし、希望者が重複した工事は希望者で話し合い、受注希望者を決定する、②受注予定者は各社の受注の均等を念頭に置いて決定し、こ



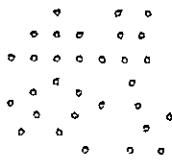
の受注の均衡は各社が受注する工事のトン数を目安とする、③5社以外のプラントメーカーが入札に参加した場合、受注予定者は、自社が受注できるよう協力を求め、その協力を得るようにするという基本ルールについて合意し、この合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力し、その結果、発注者である地方公共団体等に対し、不当に高額な金額で工事に関する契約を締結させた事実を優に認めることができ、これを左右するに足りる的確な証拠はない。

(イ) そこで、本件各工事について、上記の基本合意に基づき具体的な談合（不法行為）が行われたと認められるか否かを検討するに、そもそも、5社は、遅くとも平成6年4月以降、受注調整のための会合を開催し、談合を行っていたと認められることは前判示のとおりであって、このような談合に基づき具体的な受注予定者が決定し、現に5社が受注したと認められるストーカ炉工事は、前記（2）ないし（5）で検討した工事のうち、溝口リストに記載された工事のみを取り上げても18件、期間にして平成8年6月3日（三原市工事。別紙1・番号45）ないし平成10年1月26日（中央地区清掃工場工事。別紙1・番号80）という長期間にわたっている。このことに、本件期間において5社のいずれかが受注するに至った工事の平均落札率は96.6パーセントであって、5社以外の者が落札した場合と比較して、全体として高額なものとなっていること、5社の担当者は、5社が指名を受けたストーカ炉工事のトン数や受注したストーカ炉工事のトン数を分数値等にすることにより、継続的に、5社の受注状況及び受注予定を把握していたこと、受注機会の均等を図るという本件談合の目的及び原田供述の内容に照らすと、溝口リストに記載されていること等の理由に基づき具体的な談合行為を認定できるストーカ炉工事以外の工事についても、5社間において受注調整が行われた可能性は十分にあり得るものといえるし、本件各工事は、



いずれも、規模が大きく、5社にとっても関心の高い工事であったといえることからしても、これらについて受注調整を行う動機は十分にあつたものと認められる。そして、これらの一般的な背景に加え、川崎重工の松江メモ（甲サ81）には、「江東」（新江東清掃工場工事を指すものと思われる。）が「T」（被告タクマ）、「墨田」が「H」（被告日立造船。なお、「強引にH」との記載があることは既に説示したとおりである。）、「港」が「M」（被告三菱重工業）と記載されており（なお、「中央」は「T（予）」とされているが、この事情は後に述べるとおりである。）、また、溝口の受注率に関するメモ（甲サ107）にも「港」が「M」と記載されており、これらは、実際の受注者とも合致していることや、5社の落札率をみても、墨田清掃工場工事が98.07パーセント、新江東清掃工場工事が98.03パーセント、港地区清掃工場工事が99.18パーセント、中央地区清掃工場工事が94.68パーセントとかなり高い割合となっている。

のみならず、中央地区清掃工場工事は、5社間において被告タクマが受注予定者と決定していたと認められるところ（溝口リスト。前記（2）ア（ア）、証拠（甲サ29、111、112、114ないし118）及び弁論の全趣旨によれば、石川島播磨重工業は、平成10年1月中旬になっても豊洲（同工場の建設予定地）が同社発祥の地であること等を理由に受注を希望しており、被告タクマと石川島播磨重工業の双方の営業担当部長の間で話し合いが行われたが、折り合いがつかなかつたため、被告日立造船と石川島播磨重工業の上層部の者との間で話し合いが行われ、更に、同月21日には、5社のほか、石川島播磨重工業、荏原製作所、クボタ及び住友重工業（以下「9社」という。）の間で、同月23日午前には石川島播磨重工業、日本鋼管、被告日立造船及び被告タクマの間で話し合いが繰り返され、その結果、石川島播磨重工業が、

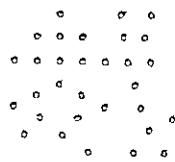


中央地区清掃工場工事の受注を断念する代わりに、被告日立造船が受注予定者と決定されていた足立工場工事を受注することとし、同日午後に行われた9社の会議で、被告日立造船が中央地区清掃工場工事について、石川島播磨重工業が足立工場工事について、それぞれ受注予定者となり、他社はこれに協力する旨が最終的に確認され、東京都に対し、中央地区清掃工場工事について、本来あるべき価格よりも不当に高額な価格で東京都の間で請負契約を締結するに至ったことが認められるのであるから、中央地区清掃工場工事に関する5社の談合を優に認めることができる。

以上によれば、直接談合の事実を認定することができる中央地区清掃工場工事はもとより、他の新江東清掃工場、墨田清掃工場及び港地区清掃工場の各工事についても、談合があったと推認すべきである（なお、新江東清掃工場、墨田清掃工場及び港地区清掃工場の各工事については、入札ではなく、指名見積合わせに基づく随意契約が実施されており、工事の価格は、最終的には当事者同士の合意に基づいて決定されている点において、典型的な入札談合の場合とは異なる事情が存在する。しかしながら、これらの工事について指名見積合わせが行われた趣旨は、随意契約の締結について、入札的要素を加味することにあったと考えられることからすれば、指名見積合わせにおいて競争排除的な談合を行うことは、入札の場合と同様に、価格の形成に不当な影響を及ぼすことになるものといえるから、結局、これらの工事についても、入札談合の場合と同様の不法行為が成立するものというべきである。）。

ウ 被告会社らの主張に対する判断

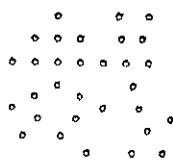
(ア) 被告会社らは、仮に談合の基本合意に関する主張、立証があったとしても、そのことだけで本件各工事に関する個別的な談合の合意の立証があったことにはならず、原告らの主張、立証は不法行為である談合の主張、立証としては不十分である旨主張する。そして、本件各工事を対象



とする談合が行われたことの主張、立証が必要であることは、被告会社らが主張するとおりであるとしても、本件においては、各種の間接事実から、本件各工事を対象とする談合が行われたものと推認できることはイにおいて説示したとおりであり、そうである以上、談合の日時場所等に関する立証が行われていないとしても（このこと自体は、事柄の性質上やむを得ないものというべきである。）、談合の認定を行うのに妨げはないものというべきである。したがって、この点に関する被告会社らの主張は理由がない。

(イ) また、被告会社らは、5社以外のアウトサイダーが入札等に参加した工事（本件各工事についていえば、港地区清掃工場工事及び中央地区清掃工場工事がこれに該当する。）について個別的に談合が成立したと認めるためには、5社がアウトサイダーに対し協力を依頼し、アウトサイダーがこれを受諾した事実が必要不可欠であるところ、荏原製作所及びクボタは、5社からの入札に係る協力要請の事実を否定している旨主張する。

しかしながら、原田供述によれば、5社は、談合に関する基本合意の内容として、5社以外のプラントメーカー（アウトサイダー）に対しても5社の会合で決定した受注予定者が受注できるように協力を求めるとしていたことが認められるところ、5社の担当者が継続的に5社の受注状況及び受注予定を把握していた資料の中には、5社のほか荏原製作所及びクボタを加えたものもあったこと（前記（5）イ（イ）、ウ）にかんがみると、上記の原田供述の信用性は十分認められるのであるから、5社以外のプラントメーカーが入札等に参加したこと自体は、上記（ア）及び（イ）に基づき当該工事に関する談合を推認することについて何ら妨げになるものではないというべきである。そして、被告会社らが指摘する荏原製作所及びクボタに対する弁護士照会の結果（乙イ・ロ



14の1、2、15の1、2)も、既に説示した原田供述等の内容に照らし、採用することができず、上記認定を覆すに足りるものではない。

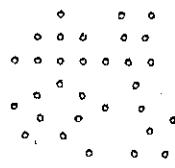
3 爭点2（本件談合による東京都及び一部事務組合の損害額）について

(1) 以上のとおり、被告会社らは、本件各工事の受注に当たり、予め受注予定者及び入札価格を談合によって決定するという不法行為によって、本来談合がなければ競争により形成されたであろう入札価格等（想定落札価格）と実際の契約額との差額に相当する損害を、東京都及び一部事務組合に与えたというべきである。

(2) そこで、以下、東京都及び一部事務組合の損害額を算定する。

ア まず、原告らは、中央地区清掃工場工事については想定落札価格を具体的に算定できる根拠があり、これによれば少なくとも実際の契約額は23パーセント下落したはずであって、他の3工事についてもストーカ炉の建設工事である以上、同様のはずであるから、想定落札価格は実際の契約額よりも23パーセント下回った額である旨を主張する。

しかしながら、そもそも、想定落札価格は存在しない価格であり、健全な競争入札における落札価格は、当該具体的な工事の種類・規模・場所・内容、入札当時の経済情勢及び各社の財務状況、当該工事以外の工事の数・請負金額、当該工事に係る入札への参加者数、地域性など多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるものであって、一つの事例における結果を一般化することには疑問がある上、原告らが中央地区清掃工場工事について想定落札価格を具体的に算定できる根拠として挙げるメモ（甲サ111、117）をみても、これらのメモにおける数値の記載が、日本鋼管又は石川島播磨重工業において、想定される入札価格を場合に分けるなどして内部的に検討した過程を示すものにすぎないことはその体裁から明らかというべきであるから、これらのメモに記載された金額を根拠として想定落札価格を認定することは相当でないというべきである。



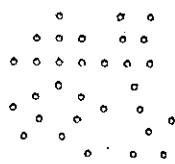
イ 原告らは、本件期間中に5社の談合が成立しなかった工事の落札率を参考として想定落札価格を認定することができる旨主張する。

しかしながら、前述したとおり、健全な競争入札が行われた場合における落札価格は、多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるものなのであるから、あるストーカー工事に落札率が低いものがあるからといって、その価格が直ちに別のストーカー工事におけるあるべき入札価格を示すものとはいえない。現に、別紙1のうち、原告らが指摘する6件の工事（別紙1の番号8、41、42、69、70及び77）の落札率をみると、賀茂衛生施設利用組合工事（別紙1・番号41）の48.78パーセントから宇都宮市工事（別紙1・番号69）の99.80パーセントまで相当幅のある数値となっているのであるから、原告らの上記主張は理由がない。

ウ 原告らは、想定落札価格の算定にあたっては、公正取引委員会が、平成17年の独占禁止法改正による課徴金の引き上げに関し、過去の入札談合事件について、平均して売上額の約19パーセントの不当利得が存在すると推計したこと（甲27の2・8頁）を考慮すべきである旨主張する。

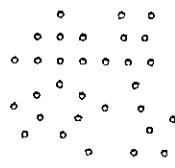
しかしながら、被告会社らが指摘するとおり、本件においては、本件各工事に関する個別的な事情を考慮に入れて想定落札価格を算定できるか否かを検討すべきであるし、公正取引委員会は、上記の推計等を踏まえ、課徴金の算定率を大企業については6パーセントとする考え方を示しているのであって（甲27の2・1頁）、将来における違反行為の抑止という行政目的を有する課徴金についてさえ、上記の推計値をそのまま課徴金の算定率に用いているわけではないから、原告らの上記主張は理由がない。

エ 以上のとおり、本件においては、東京都及び一部事務組合に損害が生じたこと自体は認められるものの、損害の性質上その額を立証することは極めて困難といわざるを得ないから、民事訴訟法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を算定すべきである。



そして、そもそも、上記のとおり、健全な入札価格等は多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるから、落札率等の客観的指標に算定基準を求めるることは困難であり、特に本件では、中央地区清掃工場工事を除く各工事の発注については、指名見積合わせの方式によっているという事情もあり、このように損害額の算定が困難な中で被告会社らに損害賠償義務を負わせる以上、当該賠償額の算定に当たってはある程度控えめな金額をもって相当とすることもやむを得ない側面があるといわざるを得ない。このような観点から、5社の談合の経緯及び態様、本件各工事の種類・規模・場所・内容、本件各工事の予定価格、本件各工事に係る請負契約の金額、平成6年4月以降平成10年9月17日までの地方公共団体発注に係るストーカ炉の建設工事の指名競争入札等における落札価格と予定価格の乖離の状況、その他本件に現れた一切の諸事情を考慮すると、被告会社らの談合によって東京都及び一部事務組合が被った損害額は、本件各工事に係る請負契約の契約金額（請負契約締結後に変更契約がされたものについては、変更後の金額）の5パーセントに相当する金額をもって相当と認める。

オ なお、原告らは、被告会社らに対し、東京都及び一部事務組合が5社の談合により受けた損害のほか、弁護士費用も含めて請求しているが、東京都及び一部事務組合が、被告会社らに対して損害賠償請求をする場合に、弁護士を選任することが必須といえるかどうかは疑問であり（現に、本件訴訟も指定代理人が遂行している。）、したがって、東京都及び一部事務組合に弁護士費用相当額の損害が生じていると断定することはできないものというべきである。また、この弁護士費用が、原告らに生じた弁護士費用の支払を求める趣旨であるとすれば、そもそも、いわゆる4号請求に係る弁護士費用は、住民の勝訴判決が確定した場合に相当と認められる額について普通地方公共団体の負担とされているのであって（地方自治法242条の2第7項）、原告らが支払を求める弁護士費用についても、専ら上



記規定により填補されることが予定されているというべきであり、いずれにせよ原告らの主張は失当である。

(3) 被告会社らの責任に関する小括

以上によれば、被告会社らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、東京都又は一部事務組合に対し、次のとおりの損害賠償義務を負うといるべきであって、原告らの被告会社らに対する請求は、この限度で理由がある。

ア 被告タクマ（新江東清掃工場工事）

881億9349万5000円（変更後の契約代金額）の5パーセントである44億0967万4750円及びこれに対する不法行為の後の日である平成6年7月14日（契約締結日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

イ 被告日立造船（墨田清掃工場工事、中央地区清掃工場工事）

（ア）墨田清掃工場工事分

333億8804万7500円（変更後の契約代金額）の5パーセントである16億6940万2375円及びこれに対する不法行為の後の日である平成6年7月14日（契約締結日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

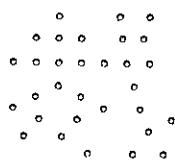
（イ）中央地区清掃工場工事分

a 東京都に対し

294億円（契約代金額）のうち、104億1500万円（東京都支払分）の5パーセントである5億2075万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成10年1月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

b 一部事務組合に対し

294億円（契約代金額）のうち、189億8500万円（一部事



務組合支払分) の 5 パーセントである 9 億 4 9 2 5 万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 10 年 1 月 2 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

ウ 被告三菱重工業（港地区清掃工場工事）

445億7012万4500円（変更後の契約代金額）の 5 パーセントである 22 億 2850 万 6225 円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 7 年 3 月 10 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

4 争点 3 （東京都及び一部事務組合が被告会社らに対し損害賠償請求権を行使しないことが違法であるか否か）について

(1) 東京都及び一部事務組合は、被告会社らに対し、前記第 3 の 3 (3) 記載の不法行為に基づく損害賠償請求権を有していると認められるところ、被告東京都知事及び被告管理者は、被告会社らに対し、損害賠償請求権を行使していない（弁論の全趣旨）。

(2) 地方公共団体の長（地方公共団体の組合の執行機関を含む。）は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないのであるから（地方自治法 292 条、240 条 2 項）、原則として債権を行使するかどうかについて裁量の余地はないと解すべきである。

そして、被告東京都知事及び被告管理者は、この点を前提としつつ、本件は、例外的に、被告会社らに対する損害賠償請求権を行使しないという裁量が認められ、損害賠償請求権の管理を怠る事実はない旨を主張する趣旨と解されるので、以下、被告東京都知事及び被告管理者の主張に即して検討する。

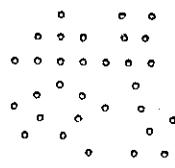
ア 被告東京都知事及び被告管理者は、東京都の住民たる原告らが既に本件各工事の談合について、東京都及び一部事務組合に代位して損害賠償請求権を行使しているのであるから、被告東京都知事及び被告管理者が重ねて被告企業らに対し損害賠償請求をすることは許されず、債権の管理を違法

に怠る事実は存しないと主張する。

しかしながら、被告東京都知事及び被告管理者は、東京都及び一部事務組合に代位して被告会社らに損害賠償を求める訴訟に訴訟参加したり、訴訟外で当該権利を行使し、損害賠償を求めるることは何ら妨げられないと解されるところ、被告東京都知事及び被告管理者は、このような措置を講じいないのであるから（弁論の全趣旨）、被告東京都知事及び被告管理者の主張は理由がない。

イ また、被告東京都知事は、本件において、被害者となるべき地方公共団体側にうかがうことのできない事実関係が不法行為を構成し、それに伴う被害の存否すら被害者側に認識し得ないという事案であるから、結果的に債権の存在が裁判所において認定されることになったとしても、それが確定判決により明示されるなど債権の存在が明白になるまでの間は、そもそも被告東京都知事において行使の対象となる債権自体が存在しない旨を主張する。

しかしながら、債権は、存在するかしないかのいずれかであるから、被告東京都知事が指摘する事情は、債権が存在した上で、その立証等の困難性を根拠として被告会社らに損害賠償請求権を行使しないことが正当化される旨を主張するにすぎないというべきである。そして、本件において、東京都及び一部事務組合は、5社が行った談合により極めて高額の損害を受けているところ、被告東京都知事及び被告管理者は、被告会社らの相被告として、原告らが公正取引委員会から入手して提出した各種資料（甲サ号証など）を入手しており、それによる談合の立証が可能な状態になっているにもかかわらず、被告会社らに対し何ら損害賠償請求権を行使していないのであるから、少なくとも本件については、債権を行使しないことがやむを得ないと評価することのできる例外的な事情があると解することは困難というほかない（以上について、被告管理者も同趣旨の主張をしてい

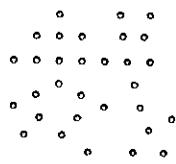


るが、同様に理由がない。なお、被告東京都知事の上記主張が、本件については、審決の確定を待った上で、被告会社らに対し、独占禁止法25条に基づく損害賠償請求訴訟を提起することがより合理的であるから、不法行為に基づく損害賠償請求権行使しないこともやむを得ない旨を主張する趣旨としても、本件について問題とされている民法709条による損害賠償請求権と独占禁止法25条に基づく損害賠償請求権とは、別個の権利である以上、その行使を怠る事実があるかどうかは、それぞれの権利ごとに判断されるべきものであり、後者の存在を理由に、前者を行使しないことが合理化されるということはできないものというべきである。なお、本件においては、被告会社らも、被告東京都知事及び被告管理者と同様の主張をして、権利の行使を怠る事実は存しないから、被告会社らに対する訴えは不適法であると主張していたが、平成16年2月9日開催の第10回弁論準備手続期日において、被告会社らの主張は採用できない旨の当裁判所の見解を示した上で、本案に関する主張立証を促したという経緯がある。そして、被告会社らにおいて、現段階においても、上記の本案前の主張を維持する趣旨であるとしても、その主張を採用することができないことは上記のとおりであることを付言しておく。)。

(3) そうすると、被告東京都知事及び被告管理者は、被告会社らに対し、本件各工事について行われた談合を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っているというべきであるから、原告らの被告東京都知事及び被告管理者に対する怠る事実の違法確認請求は、上記第3の3(3)の額の限度において理由がある。

第4 結論

以上によれば、原告らが、東京都及び一部事務組合に代位して、被告会社らに対し、東京都又は一部事務組合に対する損害賠償を求める訴え（前記第1の1）は、前記第3の3各記載の金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求め



る限度で理由があるから認容し、また、原告らが、被告東京都知事及び被告管理者に対し、本件各工事の入札等における談合を理由とする損害賠償請求権を行使しないことの違法確認を求める訴え（前記第1の2）は、被告東京都知事及び被告管理者に対し、前記第3の3各記載の損害賠償請求権を行使しないことの違法確認を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の各請求は理由がないからこれをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 鶴岡 稔彦

裁判官 中山 雅之

裁判官 進藤 壮一郎

ストーク炉の建設工事一覧(平成6年度から平成10年度)

番号	年度	地方公共団体名(施設名)	運転時間	工事内容	処理能力(t/s)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
1	6	東京都(墨田清掃工場)	全連	新設	600	H6.5.27	見積合	日立造船 (IV)	98.07%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
2	6	東京都(新江東清掃工場)	全連	更新	840	H6.5.27	見積合	タクマ(J)	98.03%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
3	6	多摩三ヶ村環境組合	全連	更新	400	H6.6.9	指名	日立造船	99.00%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
4	6	多摩川衛生組合	全連	更新	450	H6.6.11	指名	川崎重工業	98.31%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
5	6	八王子市(戸次清掃工場)	全連	更新	300	H6.7.5	指名	日本鋼管	99.64%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, 住原インフラ
6	6	阿見町	准連	更新	84	H6.7.18	指名	川崎重工業	97.97%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, 住原インフラ
7	6	太田市	全連	更新	150	H6.7.20	指名	クボタ	99.70%	川崎重工業 タクマ, クボタ, 日立造船, 三菱重工業, 住原インフラ
8	6	安城市	全連	更新	240	H6.7.20	指名	住原インフ イルコ	86.41%	川崎重工業 タクマ, クボタ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, 住原インフラ
9	6	尾三衛生組合	全連	更新	200	H6.7.21	指名	三菱重工業	99.45%	川崎重工業 タクマ, クボタ
10	6	官市	全連	更新	450	H6.7.22	指名	日本鋼管	96.55%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
11	6	盛岡市	全連	新設	405	H6.7.26	指名	三機工業	98.93%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
12	6	大村市	准連	更新	111	H6.7.26	指名	日立造船	52.32%	川崎重工業 タクマ, ユニチカ, 川崎技研, 三機工業
13	6	長久手市商事務組合	全連	更新	150	H6.7.27	指名	日本鋼管	99.83%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
14	6	下呂地方販賣事務組合	全連	新設	200	H6.7.29	指名	日立造船	99.81%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
15	6	八幡浜市	准連	更新	56	H6.8.5	指名	タクマ	97.50%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
16	6	背振共同墓芥処理組合	准連	新設	74	H6.8.8	指名	川崎技研	93.39%	川崎重工業 タクマ, 三菱重工業, 川崎技研
17	6	上尾市	全連	更新	300	H6.8.11	指名	日本鋼管	100.00%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
18	6	横浜市(加工場)	全連	更新	540	H6.8.19	指名	三菱重工業	99.12%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業
19	6	中日整地区区域事務組合	准連	更新	180	H6.11.14	指名	日本鋼管	99.14%	川崎重工業 タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業

ストーク炉の建設工事一覧(平成6年度から平成10年度)

番号	年度	地方公共団体名 (施設名)	運転時間	工事内容	処理能力 (t/s)	契約方法	入札日	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者	
										川崎重工業 タクマ	日本鋼管
20	6	双三清掃施設組合	准連	新設	60	H6.1.24	指名	川崎重工業	99.18%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
21	6	東京都 港地区清掃工場	全連	新設	900	H7.1.9	見附合	三菱重工業 (J)V	99.6%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
22	6	雙葉鄉清掃施設処理組合	准連	増設	50	H7.1.31	指名	日立造船	99.6%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
23	6	比謝川行政事務組合	准連	新設	70	H7.2.10	指名	クボタ (JV)	100.00%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
24	6	龜岡市	准連	更新	120	H7.3.	指名	日立造船	98.00%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
25	7	愛別町外3町塵芥処理組合	准連	新設	50	H7.4.28	指名	住原製作所	95.65%	住原製作所 クボタ	ユニチカ
26	7	佐渡区域市町村圏組合	准連	更新	80	H7.5.9	指名	川崎重工業	98.7%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
27	7	加須市、猪西町衛生施設組合	准連	更新	144	H7.5.11	指名	タクマ	96.42%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
28	7	北信保健衛生施設組合	全連	更新	130	H7.5.19	指名	タクマ (JV)	75.97%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
29	7	山口県中部環境施設組合	全連	更新	220	H7.5.23	指名	タクマ	97.22%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
30	7	新堺田地域広域事務組合	准連	更新	127	H7.5.29	指名	三機工業	92.11%	川崎重工業 タクマ	三機工業
31	7	長崎地区衛生処理組合	全連	更新	160	H7.6.9	指名	日立造船 (J)V	99.58%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
32	7	茅野市	准連	更新	100	H7.6.12	指名	三菱重工業	98.82%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
33	7	湯河原町真鶴町衛生組合	准連	更新	70	H7.6.15	指名	川崎重工業	97.96%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
34	7	安中 松井田衛生施設組合	准連	更新	90	H7.6.22	指名	タクマ	97.5%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
35	7	松本市	全連	更新	450	H7.6.27	指名	日立造船	96.85%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
36	7	佐伯川玄武事務組合	全連	更新	240	H7.6.30	指名	タクマ	99.93%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
37	7	仲多度環境保全組合	准連	更新	60	H7.7.14	指名	川崎技研	84.15%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管
38	7	豊見城村清掃施設組合	全連	新設	200	H7.7.31	指名	三菱重工業	96.79%	川崎重工業 タクマ	日本鋼管

ストークの建設工事一覧(平成6年度から平成10年度)

ストーカ炉の建設工事一覧(平成6年度から平成10年度)

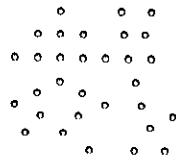
番号	年度	地方公共団体名 (施設名)	工事内容	運転時間	処理能力 (t/s)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
55 8	熱海市	准連	更新	136	H8.8.23	指名	日本鋼管	94.28%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
56 8	湖北区政事務センター	准連	更新	98	H8.8.26	指名	三菱重工業	99.40%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
57 8	山西地区環境整備事業組合	全車	増設	100	H8.9.19	指名	日本鋼管	99.80%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
58 8	京都市(東北部清掃工場)	全車	更新	700	H8.11.18	指名	川崎重工業	97.82%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
59 8	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	全車	更新	180	H9.1.23	指名	日本鋼管	98.93%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
60 9	札幌市(第5清掃工場)	全連	新設	900	H9.4.22	指名	タクマ	99.02%	タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
61 9	名古屋市(猪子石山場)	全連	更新	600	H9.5.20	指名	タクマ	100.00%	タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
62 9	福知山市	全連	更新	100	H9.5.20	指名	三菱重工業	95.90%	タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
63 9	稻沢市外二町衛生組合	全連	更新	180	H9.5.23	指名	桂原製作所	93.85%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
64 9	内山衛生事務組合	准連	更新	21	H9.5.26	指名	桂原製作所	91.58%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
65 9	南高南部衛生福祉組合	准連	新設	60	H9.5.28	指名	ユニチカ	95.60%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
66 9	南宇和衛生事務組合	准連	更新	38	H9.6.5	指名	タクマ	100.00%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
67 9	有明広域行政事務組合	准連	新設	70	H9.6.16	指名	日立造船	80.17%	川崎重工業, タクマ, 桂原製作所, 三機工業, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
68 9	日置地区塵芥処理組合	准連	更新	81	H9.7.3	指名	三機工業	72.40%	川崎重工業, タクマ, 桂原製作所, 三機工業, 日立造船, 三和動力工業, クボタ	
69 9	宇都宮市	全連	更新	390	H9.7.11	指名	クボタ(JV)	99.80%	タクマ, 日本鋼管, 桂原製作所, クボタ	
70 9	柳泉園組合	全連	更新	315	H9.7.16	指名	住友重工業	74.27%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, クボタ	
71 9	函南町	准連	更新	70	H9.7.16	指名	クボタ	99.52%	タクマ, 日本鋼管, 三菱重工業, 桂原製作所, クボタ, クボタ	
72 9	有田周辺広域事務組合	全連	更新	100	H9.7.18	指名	クボタ	99.60%	タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業, 桂原製作所, クボタ	
73 9	日立市	全連	更新	300	H9.7.24	指名	日立造船	99.97%	川崎重工業, タクマ, 日本鋼管, 日立造船, 三菱重工業	

ストーカーの建設工事一覧(平成6年度から平成10年度)

番号	地方公共団体名(施設名)	運転工事内容	処理能力(㌧)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
74 9	佐世保市(新東部クリーンセンター)	全連 更新	200	H9.7.29	指名	川崎重工業	94.66%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業、住原製作所
75 9	南河内清掃施設組合(第2清掃工場)	全連 新設	190	H9.8.8	指名 隨契	川崎重工業	99.13%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、住友重工業
76 9	いわき市(東部清掃センター)	全連 更新	390	H9.8.19	指名	三菱重工業	99.86%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業、住原製作所、クボタ
77 9	尾玉郡市広域町村圏組合	全連 更新	228	H9.10.13	一般	川崎重工業	89.86%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、三菱重工業、住原製作所、クボタ
78 9	宇摩地区広域町村圏組合	全連 更新	150	H9.10.20	一般	住原製作所	89.92%	川崎重工業、日本鋼管、日立造船、三菱重工業、住原製作所、クボタ
79 9	新成仮城事務組合	全連 新設	60	H9.12.24	指名	三菱重工業	99.49%	川崎重工業、タクマ、住友重工業
80 9	東京都(中央地区清掃工場)	全連 新設	600	H10.1.26	般	日立造船	94.68%	川崎重工業、タクマ、住友重工業、石川島播磨重工業
81 10	西山広域行政事務組合	全連 更新	100	H10.5.25	指名	日立造船	98.88%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業、住原製作所、クボタ
82 10	八千代市	全連 更新	100	H10.5.25	指名	川崎重工業	99.51%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業
83 10	米子市	全連 更新	270	H10.6.2	指名	日本鋼管	99.84%	川崎重工業、タクマ、ユニチカ、住友重工業
84 10	單島市ほか十一町村衛生組合	全連 更新	330	H10.6.10	指名	三菱重工業	99.56%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業、住原製作所、クボタ
85 10	名古屋市(五条川工場)	全連 新設	560	H10.7.30	一般	三菱重工業	100.00%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業
86 10	高知市	全連 更新	600	H10.8.17	指名	三菱重工業	—	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業
87 10	賀茂丘城行政組合	全連 指設	150	H10.8.31	指名	日本鋼管	97.53%	川崎重工業、タクマ、日本鋼管、日立造船、三菱重工業

注1 平成6年4月1日から平成10年9月17日までの間に指名競争入札、一般競争入札及び指名見積り合せの方法により落札された工事である。
 注2 「准連」とは更新する連続然燃式を、「新設」とは新設工事を表す。増設工事は更新したものである。
 注3 「運転時間」欄の「全車」とは24時間稼働する準連続燃焼式である。
 注4 「工事内容」欄の「新設」とは「新設」日当たりの「指名」とは指名ごとに競争入札、「見積合」とは指名見積り合せの方法による。
 注5 「処理能力」欄の「指名」とは「一般」とは指名競争入札が不調のため随意契約に移行されたことと表している。
 注6 「契約方法」欄の「指名」とは「一般」とは指名競争入札が不調のため土木建築業者の「共同企業体」によって受注されたことを表している。
 注7 「落札価格」欄と「予定価格」欄とは予定価格に対する主張する工事である。
 注8 網掛けした60工事は審査官が違反対象である。

別紙2



これは正本である。

平成19年3月20日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 花谷義

